

て此手形を受取り此銀行を信用せよ此銀行に金銀を貸付けよと云ふに殊ならずして人民は其銀行の將さに破産せんとするとあるも看す々々其紙幣を受授せざる可らず若し此銀行にして果して其約束を反くとなしと保證し得るものならば夫れ或ひは可なりと雖ども苟くも然らざる以上は人民の迷惑は決して尠少ならず銀行紙幣を以て法貨とするの弊害寔とに斯くの如き者あるなり

或ひは曰く銀行紙幣に法貨の効力を付するとは云はゞ政府よりして其紙幣を保證したる者なれば政府にして信用すへき限りは人々は其紙幣の受授を疑悞するを要せず然れども是れ紙幣を法貨とするの最も不可なる點なりとす政府にして既に紙幣を法貨として之れを保證したる以上は其紙幣の始末に付ては政府飽迄も責任を負はざる可からず然れ共其の銀行か一旦危急の場合に臨みたるときは政府は果して如何にして其責任を盡さんとするや思ふに銀行か紙幣交換の要求に逢ふ時は金銀貨か海外に流出し國內に拂底を訴ふるの時なりとす此時に當り銀行にして既に其紙幣交換の義務を盡くすと能はされば政府も亦必ず其交換を引受くるを得ず遂には政府より交換遷引の令を發して自己の信用を失ひ甚たし

きときは交換停止の令を下して一國社會を不交換紙幣の悲境に陥らしめざるを得ず政府か銀行紙幣を法貨たらしめ爲に人民を迷惑せしめ併せて自からも亦非常の困難に沈むに至ると夫れ斯くの如く甚きものあるなり惟ふに銀行紙幣をして初めより尋常の手形として通用せしむるも人民は必しも信す可からざる銀行を信して失敗すると決して之れなきを保す可からざるも是れ畢竟自業自得の失敗なれば人民自から警戒注意を爲すの外なし然るに政府か人民に向て銀行を保證し其手形を通用せしめ銀行者失敗の爲めに人民をして一時たりとも其權利を全ふすると能はさらしむるは實に政府の一大失政と云はざる可らざるなり是故に我輩は一旦政府か特權銀行を設立したる以上は兎に角なれど苟くも然らざる以上は政府をして全く銀行と分離し政府か銀行を待つと恰かも他の商業に於けるか如く其主義を放任に取らしめんとを希望するなり而して政府と銀行とをして互ひに相分離せしむるの第一着歩は一方に於ては銀行に向て法貨同様の紙幣を發行するとを禁制し他の一方に向ては總ての銀行に約束手形を發行することを許すに在り何となれば前既に之れを論述したるか如く政府か銀行に對し主

義を放任に探ると能す却て種々の干渉を施こすに至るの必要ある所以は先づ約束手形をして一種の法貨たらしむるの干渉より由來する者なればなり一銀行の約束手形をして法貨の性質を負はしむるは是れ政府人民に強て此銀行を信用せしめ人民に勸めて此銀行に金錢を貸附せしむると其結果同一なるか故に政府にして苟も銀行に法貨紙幣を發行する權を與ふる以上は從て又種々の策を設け此紙幣をして善良なる通貨たらしむるの義務を生ずるなり故に英米其他銀行事業の盛に行はるゝ諸國の政府は或る銀行の約束手形をして法貨たらしむるの策を實行するか故に止むを得ず紙幣の發行高を制限し若しくは紙幣の準備法を制限し其他種々の干渉を用ひて此紙幣の交換を鞏固確實ならしめんとを謀れり然れども是等の處置は交換を實確ならしむるに足らず從て銀行紙幣をして善良の通貨たらしむること甚だ難きのみならず却て幾多の弊害を銀行事業の上に醸成するの傾向あるか故に寧ろ我輩は政府と銀行との關係を分離し政府が銀行發行の約束手形を見ると尙ほ振出手形と同様ならしめんとを所望して此まざるなり今や本章を終るに臨み我輩は蘇格蘭及び英蘭土二國の銀行は聊さか本論に必要

なる歴史を有すると信するか故に兩國の銀行を比較して以て讀者の参考に供せんと欲するなり

顧みて英國の銀行を見るに其有名なる大英銀行は千六百九十四年に於て起れり蓋し是より先き英國に於て銀行の設立全く之れなきには非らずして其實英國に於ける銀行の濫觴は千三百四十五年頃に在り其後ち千六百四十五年頃に至り英國の商人は大に其富裕を増し從て其所有の金銀を預托する適當の場所なきに苦しむか故に遂に之れを政府の出納局に預托すると爲れり然るに其後に至り彼の暴虐なるチャールス一世王は之れを押へて返さず爲めに大に人民の不信用を來たせるが故に商人等は再たひ之れを政府に預くると能はずして各々之れを自宅に保藏し其家僕をして之れを監守せしめたり是時に當りチャールス一世は議院と不和を生し遂に國內の革命を生し世狀紛々たるに際し其家僕等は往々其金銀を奪て逃走し主人之れを追跡せば忽ち軍人と爲りて其責を免るゝ者甚だ多かりし是に於て乎商人等は已むとを得ず其所有の金銀は之れを金冶に預托するごとく爲りたり然るに千六百七十二年頃に至り又々大に銀行家の困難を來したる

とあり即ち當時は政府の信用も漸く回復したるか故に金冶銀行家等は人民より金銀を受取れば再ひ之れを政府に預托すると爲せしにチャールズ二世は又も其出納局を閉鎖し元利を合せて返却せず人民は爲めに大なる困却を來したり斯くの如くチャールズ一世二世は相次て不法の處置を爲したるを以て政府の信用は全く地に落ち一人として又政府に信用を置く者とはなく而して千六百八十八年ウヰリヤム三世の英國に渡來せる時には國庫全く空乏にして勢ひ國債を募集せざる可からざるとなれり然れども人民は再度の困難に懲り其募集に應ずる者なかりしか故に止むとを得ず一の窮策を回らし此公債を買ひし人には一大銀行を組織するとを許し之れを大英銀行と名け且つ此銀行に三種の特權を附與するとを約したり是に於てか政府は僅に入用の金額を得又大銀行の設立を見るに至りたり所謂三種の特權とは則ち國庫の餘裕金は無利息にて預ると約束手形を發行する專權を得ると有限責任のと是れなり

其後に至り初めて起りたる銀行をロンドンアンドウエストミンスター銀行と爲す此銀行の創立は容易に行はれしにあらす蓋し政府の目的は大英銀行の外に別

に合本銀行を起さしらんとするにあるか故に種々の手段を盡して之れか創設を妨けたり然るにロンドンアンドウエストミンスター銀行を發起したる人々の以爲らく政府は銀行に紙幣の發行を禁制するも預金の事業は敢て之れを禁せざるへし則ち大英銀行は紙幣を發行するの特權を有すと雖も金銀を預かる特權は之れなかるへしと主張し此議論に依て政府か法を設けたる精神に逆らひ始めて大英銀行の外に合本銀行の設立を見るに至りしか之れに踵て諸銀行は續々として勃興せり千七百九十七年有名なる那翁戦争起りたるに際し大英銀行にして交換の停止を爲し不換紙幣の會社と爲り千八百年後に再ひ舊に復したるか此間常に恐慌の有様を現はし千八百十四年十五年十六年廿二年廿五年等に於ては大なる恐慌を生せり而して此恐慌の原因を尋ねるに當て政府は一に之れを銀行紙幣の過發に歸し千八百廿六年に於て法律の上に一の改革を施せり其改革令に曰く如何なる合本銀行と雖も紙幣を發行するを得へし然れ共其銀行の社員は無限の責任を有すへしと蓋し政府は合本銀行か種々の人々の集合體なるを以て互に相箝制し非常に過激無謀のとを爲さるへしと雖も然れ共若し之れか責任をして有

限ならしむるときは或ひは危険のとあるへしと思惟し乃ち其責任を無限として之れを束縛したるに外ならざるなり

然り而して千八百三十六年より三十七年に亘り恐るへき商業上の危険到来せしか故に政府は銀行紙幣を制限するの必要を察し則ち千八百四十四年を以て有名なるロベルトピールの銀行條例を發布したり蓋し此の條例たるや或る點迄は正貨の準備なくして紙幣を發行するを得れども此點を超過するときは金紙同額の方法に従ひ紙幣を發行する丈の正貨を準備せしむるなり此條例の得失に付ては種々の議論ありて經濟上の一大問題を爲し今日に至るも尙其の歸決する所なし今其議論を略説せん

當時此議論は通貨黨と銀行黨との二途に分かれたり銀行黨は曰く紙幣を發行するは銀行の一事業にして則ち金銀を預ると少しも殊なる所なし又何ぞ政府の干渉を要せん且又通貨なる者は商業の景況に従て其需用に多少あると恰も通常の商賣品か時に従て需用を大小にするか如し故に政府に於て或る點を超過すれば金紙同額の主義に従ふへしとの制限を誤るときは經濟社會に在ては忽ち大不便を來すとを免かれす其故如何となれば凡そ通貨なる

者は交易を便にする所の一の馬車の類にして其社會に必要なると恰も尋常の馬車か交通を助けて社會に利益あるか如し而して尋常の馬車に制限を加へ其需用如何に増加するも之に應して定數を超過するの馬車を造くるを許さすと云はば社會に取ては頗る不利不便なるが如く或る點迄は自由に紙幣を發行して通貨を増加するも可なりと雖ども其點を超えれば金紙同額ならざれば通貨を發行すへからすと云ひ以て通貨の増加を妨害すれば其不利不便果して幾許そや經濟社會には借用資本を以て商業を營むもの其數夥多たし然るに若し此條例ありて紙幣の發行を制限するときは是等の商人は銀行に付て資本を借らんと欲するも勢ひ之を貸付する能はざらん斯くの如くなるときは大に金融閉塞し商業社會の自由を來たすを免かれず故に此の條例は甚だ不都合なり但し通貨黨は大に商業上の危急を恐れて法律を以て之れを防禦せんとするなるへしと雖ども是れは決して其目的を達せざるのみならず却て銀行事業の發達を害するの結果あらんと之れに反して通貨黨は曰く金銀の貸借は銀行事業の一なるも社會の爲めに通貨を供給するは政府固有の職分なり此二者の間は必らず確然區別なかる可らず而し

て政府か特に紙幣發行の事を銀行に許すに於ては政府は宜しく之れに干渉すべく尋常の商業と同一視して之れを放任するは甚だ不可なりと此兩議論の得失に付ては既に前段に論述したれば我輩又茲に之れを詳説せざるべきなり
 緒て又降て千八百四十七年及び同五十七年に於て更らに商業上の危急起りたるか是に於てか又銀行黨と通貨黨の議論再燃したり或ひはピール條例の効なきと今日に徴して知るべしと云ひ或ひは條例の無効なるにあらす他に危急を醸せし原因あるなりと云ひ議論紛々たり而して此際に當て最も注意を要する要件を生したり則ち政府か合本銀行をして有限責任たらしめたるは是なり元來銀行をして有限責任ならしむるは政府の欲せざる處なれども千八百五十五年頃に於て一般の商社は有限責任たらしむべきか將た又無限責任たらしむべきかの議論起り遂ひに從來無限責任たりし商社は此時一變して有限責任と爲り獨り銀行のみ一時の間依然として無限責任なりき然るに千八百五十七年恐慌起て銀行の倒産する者多く之れか爲め其株主にして富裕なる輩は自己の株金を喪失するのみならず其責任の無限なるか爲めに他の財産をも併せて之を失ふに至れり左れば多少

の財産を有する徒は大抵合本銀行の株を賣り獨り財産を有せざる者のみ銀行の株主と爲るの結果を來たし銀行なる者は極めて曖昧危険なる事業に變し大に世人を誤まるの傾向を生せり之を以て政府は千八百五十八年條例を發布して合本銀行を有限責任ならしめ銀行事業をして獨り財産なき者の手中に陥らしめず財産ある者をして之れに従事するを欲するに至らしめたり
 今や顧みて大英銀行か千八百廿五年頃より千八百五十八年頃に至るの間の有様を見れば失敗頻々として踵を接したり而して其失敗の原因を考察するに左の三者に出でざるを知るなり第一政府か自己と銀行との關係を誤まり法令を以て銀行に干渉したると第二恐慌の時に際し大英銀行か銀行者共同の働きを爲さざりしと第三貸金の利息を引上げざりし事是れなり蓋し當時大英銀行は縱令他の銀行は倒産するも己れば退いて其獨力を守るに若かずと信し取立つべき金は悉く取立て一旦取立てたる金は更らに之れを貸出すとなく毫も他の諸銀行と共同一致の働きを爲さず且つ金融必迫の時に當り利息を引上ぐれば愈々其必迫を甚たしからしむべしと思惟し利息を高め外國の資本を呼入るゝことを勉めざりし

なり是れ實に大英銀行の誤解にして却て其困難を來したる原因なりとす
 眼を轉して蘇格蘭の銀行を見るに其最も早く設立せられたる者は蘇蘭土銀行な
 り此銀行は大英銀行と同じく政府よりして特典を受け成立ちたり其特典は第一
 向ふ廿一ヶ年間蘇格蘭に於て銀行の專業を爲すを得ると第二特別に有限責任な
 ると第三政府の出納を司ると是れなり斯くの如く大英銀行と同じく三個の特
 典を有せりと雖ども其相異なる所は則ち大英銀行は一度得たる特典を年限後に至
 るも常に之れを繼續し之れに反し蘇格蘭銀行は其年限二十一年を経過して直に
 特典を返還せるの一點に在り故に英蘭土に於ては大英銀行設立の後久しく他
 の合本銀行の設立を見さりしも蘇格蘭に於ては其後直ちに合資銀行續々輩出し
 而して其間敢て特別保護等の事なく能く平等均一にして各銀行とも自由に紙幣
 を發行したり抑も私立銀行即ち一二人若しくは三四人の少數より成立する銀行
 は其の力甚た微弱にして所々方々に支店を設けると能はず又諸方の信用を繋ぐ
 と能はされども合本銀行に至ては大に然らず其力や強大にして又能く各地の信
 用を收攬するを得るなり之れを以て英國の如く私立銀行を擧て合本銀行を抑

へ一方には紙幣の發行を許しなから他の方には之れを許さるか如き不公平
 の處置を爲さず二者をして平等の競争を爲さしめは社會に適する合本銀行は必
 ず勝を制して益々隆盛を加へ私立銀行は自から衰滅に皈せざるを得ざるなり故
 に蘇格蘭に於ては千八百二十五年頃には三十四個の銀行ありて其支店は百三十
 三ヶ所あり同五十年頃には本店は十八にして支店三百八十二あり同七十二三年
 頃には本店十一にして支店八百〇一ありたりと云ふ而して斯の如く本店の數次
 第に減して支店の増加夥たしき所以は何に依るかと云ふに是れ偏に早く合本
 銀行の設立を許したる結果と云はざる可らざるなり

第一 種々の事情よりして蘇格蘭の銀行は悉く合本銀行なれども英蘭土に於て
 は合本銀行と私立銀行と相混せり

第二 蘇格蘭の銀行は悉く紙幣を發行するも英蘭土に在ては紙幣を發行する能
 はざる銀行多し

第三 蘇格蘭の銀行は皆夥多の支店を有すれ共英蘭土に於ては然らず私立銀行

の支店を有せざるは勿論合本銀行と雖も支店を有すると稍々少し
 第四 蘇格蘭の銀行は少額の金と雖も利息を附して之れを預ると雖も英國
 にては無利息にて金銭を預る銀行多し

斯くの如く兩國に於ける銀行の現狀に差異を生したる所以は職として英蘭土に
 ては干渉主義を採り蘇格蘭にては放任主義を採りたるか故に外ならざるなり
 近世に及び英國も漸く悟る處あり稍々放任の主義を採るに至りしか故に蘇國に
 於けるか如く私立銀行漸々衰滅に歸し合本銀行の勢力振ひ微弱なる獨立銀行は
 倒れて強壯なる支店銀行起るに及へり現に「ロンドン、アンドン、カウンチ」銀行は百
 四十八の支店を有し「ナショナルプロビシアル」銀行は百三十七の支店を有し「マ
 ンチエストル、アンドン、リパプ」銀行は五十の支店を有せり是れに依て之れを見
 るに英國の信用制度は漸く將さに蘇格蘭の制度に近からんとするの傾向あるな
 り

此傾向たる英蘭土に採て喜ふへきか將た亦憂ふへきか若しも之れをして喜ふへ
 き者ならしめは千八百廿六年の法令は嘉みすへきとなり獨り惜むらくは該條例
 は倫敦府下に於て更らに合本銀行を設立するを禁したると是なり今又之れに反
 し此傾向を以て憂ふへき者と爲さは千七百八年の法令は甚た嘉みすへく又千八
 百廿六年に於て倫敦府下に合本銀行の新設を禁したるは賞讃すへきとなり蓋し
 「ロンドン、アンドン、ウエストミンスター」銀行其他の合本銀行が起らざるに非らざり
 しと雖も紙幣發行の權利を有せざりしか故に預金事業の盛ならざりし當時に
 在ては此等の銀行か萎靡して振はざりしも今更ら怪むに足らず此故に倫敦府下
 の銀行は自から貿易の中心に在るにも係はらず大英銀行を除くの外は皆其事業
 を擴張し支店を設置し以て微弱なる銀行を壓倒するを得す又地方の銀行は紙幣
 を發行するの權ありと雖も其地位貿易の中心に非ざるか故に其事業を擴張す
 ると能はず况んや支店を設置するとに於てをや然らば則ち千七百八年の法令は
 勿論千八百廿六年の法令も尙ほ合本銀行並ひに支店銀行の進歩を妨るに於て効
 力ありたる者なるか故に若し今日の傾向を以て喜ふへき者と爲さば此等の干渉
 は甚た嘉みす可からざる者なるを知るに足るへきなり

第四章 銀行紙幣發行の制限準備法を論ず

我輩は前章に於て銀行の制度を論究し銀行事業は當初より之を放任して自然の發達に打ち任かせ此際決して政府の干渉を容る可らずとの結論を提出したり然れども本章に至ては我輩は全く前章の論旨を放棄し翻て干渉論の範圍内に立入り以て多少の講究を銀行紙幣に費やすの必要を有するなり何となれば則ち現時歐米各國中銀行に對する政略を放任に採る者とはなく大抵は之に向て種々の干渉を施し殊に紙幣發行の權利は概ね一二の銀行にのみ許容し絶へて之れを放任する者なければなり我輩は實に此政略の弊害多きを信ずると雖ども然れども歐米各國政府は種々の事情より已むとを得ず之れに干渉して以て今日に及べり則ち或る國にては政府財政の都合より一二の銀行に特權を與へ従つて之れに干渉するの已むを得ざるに至りしものあり又或る國にては當初誤て干渉政略を施したるよりして今更ら之れを放任する譯に行かざる者もあるなり其茲に至りたる各國銀行の沿革の如何は強て之れを討究するを要せずと雖ども兎に角今日各國政府が銀行に干渉し銀行紙幣發行の上に多少の制限を加ふるは一般の事實なるか故に我輩は茲に其特權銀行が紙幣を發行する上に付き考察を下たさる可

からず蓋し初より放任せば夫れにて別に議論を要せざるへしと雖ども政府が一且之れに干渉して紙幣發行を一二の銀行に限りたる以上は其銀行の紙幣發行法に付ては更らに別箇の考究を下し果して干渉すべくんば則ち之れに干渉するを憚かる可からざるなり

政府にして一旦紙幣發行の特權を一二の銀行に附與し且つ其發行の紙幣に法貨同様の効力を附するときは政府は勉めて其紙幣交換の確實なるを圖らざる可からず何となれば此紙幣の交換にして確かならず人民より取付けられたるときは銀行か之を支拂ふと能はされは人民は非常なる迷惑と損失とを受け社會を擧て不換紙幣の境界に沈むへければなり故に政府は十分紙幣の交換が確實なるを圖らざる可からざるの義務あり既に其確實を圖らざる可からざる義務ありとせば從て又此銀行に干渉を加ふるの必要あり而して政府か之に干渉を與ふるの止むを得ざるに至るとあるも此銀行は既に許多の特典を享有せるとなれば其干渉に向て今更ら不平を訴ふ可からざるなり

交換の確實と云ふとは銀行紙幣の第一要義なりと雖ども如何なる方法に依りて

之れを發行せは果して交換の確實を保するに足るやの問題は随分重大なる難問題とす而してマエボンス氏は此方法に十四種ありとて之れを分類したり此事は既に貨幣論に於て述べたれば重複の嫌ひあれども講義の順序なれば再ひ左に述べらる處あらんとす

第一總額準備法 此方法は金紙同額主義に依り紙幣を世間に發行したる丈けの金銀を準備せしむるなり蓋し此の方法に依り發行したる紙幣は純粹の代表貨幣にして紙幣と同額の金銀は常に其交換準備に保藏せらるゝと故に紙幣交換の確實なると之れに優る者とはなし然りと雖ども此方法の確實なる所以は則ち取りも直さず其利益の尠なき所以なり他なし此方法にて發行したる紙幣の便益は金銀貨幣の磨損を防ぐと金銀に比し其運搬使用に輕便なるとの二點にあるのみ而して毫も社會に無利息の通貨を供給する能はざるなり例之へは茲に一千萬圓の紙幣を發行したりと假定せよ之れを發行する代りには一千萬圓の金銀を借入れて之れか準備と爲すとを要するか故に此紙幣を流通する公衆は従つて夫れ丈けの利息を拂はざるを得ざる道理なり左れば此方法にて發行したる紙幣は利息

を節して以て價安き通貨を供給すると云へる紙幣第一の利益を欠く者なり往古伊太利の諸都府若しくはアムステルダム、ハムボルク等の諸銀行は此方法にて紙幣を發行したるとあれども現時は各國一として此の方法を採用せざるは尤ものごとす

第二分額準備法 此方法は紙幣の發行高に對し一部分は公債證書若しくは其他の證券類を以て保證に當て其の殘餘の部分は入金出札同一の主義に従ひ金銀にて準備するの法なり彼の英國は則ち此の方法を採用せる者にして大英銀行は千八百四十四年の銀行條例に依り千五百萬磅迄は證券保證にて紙幣を發行し其以下は正金銀を準備することとなり居れり尤も此法には制限を置く者と置かざる者との二様の別ありて英國の様は如何程迄は證券準備にて發行するを得と定むるもあれは又佛國の如く準備金は當局銀行者の隨意に任するもあり

第三最低額準備法 此法は銀行にて紙幣を發行すれば少くも何程の準備金を要すと豫め定め置き其以上に準備金を増加するとは素より當局銀行者の隨意に任するなり左りなから此法は左のみ其効用を奏せず何となれば其一定の備準金に

は銀行者平生手を觸る可からず若し手を觸るれば忽ち法律に背違するなり元來準備金は臨機應變に使用するか爲めに外ならされども此方法に依るときは如何にして之れを使用すると能はざるなり但し非常の時に臨んで初めて之れを使用するに爲り居れども非常と平生とを判然辨別するは容易のことに非らず若し當局銀行か止むとを得ず使用せりと云は、其れ迄のとならんのみ或は又其取締方を嚴密にして政府に伺ひたる上にて使用するとを得るとせんか斯かる緩慢なるとにては危急の時に際しても容易に使用す可からず到底準備金の効用を爲さざるなり況んや準備金は事情の如何に依て多きを要するともあれば又少くして濟むともあり故に之れを定めたりとて毫も信用を保つを得ずして恐慌豫防の用を爲さざるをや故に此方法も現今は餘まり行はれず

第四比例準備法 是れ日本國立銀行紙幣の準備法なり即ち紙幣發行高に對し幾割丈は正金銀を準備して置くへしと銀行に命ずる方法なるか故に紙幣發行の多少に從て準備金額にも亦多少あり彼の北米合衆國のナショナル銀行の制度は此準備を用ゆるとなるか畢竟日本の國立銀行制度は合衆國に倣ひたるなり元來

此法は前述の最低額準備法と其利害を同じくし紙幣交換の目的物としてこそ準備金あるとなれども容易には之れに手を觸る可からず何となれば若し總額準備ならば(總額準備も紙幣一と準備一との割合なれば道理上よりは比例準備と云ふを得)一部分を引換ふるも其割合毫も違ふとなしと雖ども我國々立銀行の如く若し四分の一に比例する準備金を要すと云ふときは其一部分を紙幣に交換して拂ひ出せば大數よりも又少數よりも同一の數を引去りたる譯なる故に其殘餘は元の如き割合を保たざるなり假令は一千萬圓の紙幣に對し四分の一即ち二百五十萬圓の準備あるに當り一旦五十萬圓の交換を爲さは發行紙幣の殘額は九百五十萬圓にして準備金は二百萬圓と爲り其割合ひは元の如く四分の一ならざるへし則ち元の準備金は四分の一にて二割五分なりしも其交換は忽ち十九分の四となりて二割一分強なるに過ぎず此道理に從ふ時は其準備金中より僅かに一圓丈けを交換に使用するも割合は忽ち變して背法の結果を來すか故に法律の精神は危急の場合に臨て其準備金を使用するに在りなから銀行は結局之を使用するとを得ずして甚だしき不都合を生するなり合衆國に於て千八百七十三年千八百七十

五年に恐慌の起りたるときは銀行は準備金を有しなから之れに手を觸る可らざる不都合ありしか爲め大に世間の信用を失ひたるとあり而して今一つの害は時と場合に依り法律を守るも其用を爲さざるの不都合あるなり

第五發行最高額準備法 此方法は紙幣發行の最高額を限り一定の度に制限するなり夫れは如何なるとかど云ふに紙幣は大抵一國に何程位ひと定めて夫れ迄は發行を許し其以上は假令如何なる事情あるも發行するを許さざるものとす我國々立銀行の如きも明かに條例面にこそ記載なけれ其實第一百五十二迄の國立銀行にて一億五千萬圓まで紙幣發行を許し其以上は政府は内規に背くとて之れを許さざりしなり又た日本銀行にても正金銀の準備なき紙幣の最高額は條例にて之れを一定し八千五百万圓より以上は發行するを得ざると爲り居るなり抑も此方法は如何にして紙幣發行上に於ける弊害を妨ぐとを得るやと云ふに紙幣は往々にして濫發の弊なき能はず若し夫れ國內紙幣餘り夥多に過くるときは物價を騰貴せしめ輸出入不平均を來たして金銀漸く海外に向て流出し銀行の準備金は日に減少して爲めに一般の恐慌を起し其極は銀行が倒産し大なる不幸を経

濟社會に加ふることあり此故に初めよりして劃然紙幣發行の最高額を定め置き其濫發を制するなり斯の如く此方法には利得とする點ありと雖も更らに他の一方よりして之を考ふれば其害のある所も亦小ならず何そや則ち紙幣の發行高を制限すれば大に社會金融の融通を妨害するの結果なきを得ざるなり而して夫の恐慌の發生したる場合に當ては其害殊に著しと爲す恐慌起りて小銀行或は仲買商等が續々破産するに至れば之れに關係ある者は忽ち其影響を被りて其事業の果して投機たると將た又着實なるを問はず企業家は孰れも將某斃れに失敗し遂に大英銀行の如き或は日本銀行の如き大銀行までにも其影響を波及するに至るへし此時に當り紙幣の發行に制限あらすんば之を發行して世間に貸出し小銀行に助力し恐慌を能く既發に鎮定するを得へしと雖も若し夫れ紙幣發行に制限あらんか紙幣を貸出して小銀行を救ふを得ず看す々々其倒産を傍觀して愈々益々恐慌を煽起せざるを得ず之れ豈に方策の善良なる者ならんや成程或る人々の思惟せるが如く紙幣を増發せざる限りは恐慌も決して發生するとおしとすれば紙幣の發行を適當の度に制限し以て斯かる危急を未發に防止するを得るならん

なれども元來恐慌なる者は獨り紙幣の増發より來るのみにあらずして其源因は種々あるか故に單に紙幣の發行を制限したりとて決して之を未發に防くことを得可らず英國に在ては實際紙幣發行に制限ありと雖ども尙ほ屢々恐慌の難を免かるゝ能はさるのみならず大英銀行は却て何時も紙幣を増發し以て此危急を救ひたることは歴史上掩ふ可からざる事實なりとす且つや此方法に従ひ其發行額を制限せんとするも其制限を如何なる點に置くべきやを決定するは甚た容易の事にあらず其度にして低きに失せは通貨不足を告げて金融梗塞すべく左ればとて又高きに失すれば制限は有名無實に至るべし之れに依て之れを見れば實際紙幣の發行高は始終同様に豫定すべき者に非らざるのみならず良しや之れを適當に制限し得たりとするも獨り此方法のみに依るときは金融社會の危急に臨む毎に銀行者か臨機應變の働きを爲すことを妨害するなり

第六發行伸縮法 是れは獨逸にて始めて之れを實行し近時日本銀行にても採用せる法にして其方法たるや豫め紙幣の發行額を一定し置き若し必要の時機に迫り其定額を超へて發行せんとするときは其發行者に命じて相當の義務を課する

者とす則ち日本銀行にては八千五百萬圓迄は平時正金銀を準備せしめて發行するを得れども尙ほ無準備を以て其以上を發行せんとするときは其超過額に對して年五分の租税を政府に拂ふなり是れ則ち伸縮と云へる名稱ある所以にして此方法の善良なる特殊の點は平時は紙幣發行の總額に一定の制限あるか故に増發の虞なく若し甚たしき必要あれば租税を政府に納れば其定額以上を發行するを得るなり而して此租税あるか故に銀行は必要止むを得ざるに至てこそ始めて増發すべきも平生は無暗に之れを増發するとなかるべきなり英國の大英銀行は千八百四十七年以來都合三度の恐慌毎に千五百萬磅以上に紙幣を發行せんと欲せば必ず同額の正金銀準備せよと云へる千八百四十四年のロバートピールの銀行條例停止の命を政府に願ひ之に依りて正金銀を準備せず紙幣を増發したるか此場合に於て政府は銀行より増發紙幣に附帶せる利息を徵收したり是れ即ち伸縮法の實を得る者なり獨逸日本に於ては明かに伸縮法を採用し租税徵收の事を法律に規定せり

第七證券準備法 此法は政府の負擔に係れる證券を準備保證と爲すものにして

銀行が紙幣を發行するときは其資本金を以て政府の公債證書大藏省證券等を買入れ其銀行紙幣の保證と爲し而して萬一銀行が倒産したるときは銀行若しくは政府にて此證券を賣却して紙幣を引き換ゆるなり是れ正金銀を積み置く時は其金銀は全く庫中に伏在して少しも利息を生ずるとなけれど證券を積み置くときは其證券は利息を生ずるかゆへ銀行には大に利益あり而して一旦取付に遇へば之れを賣却して紙幣を交換するを得るか故に其の極一舉兩得を收むるの仕組なりとす儲て今此方法の利害を精査するに素より一見したる處にては頗る便宜なる仕組の様なれど其欠點は銀行が取付に遇ひたるるとき此證券を賣却して金銀に直ほすとの甚た出來難き所に在り若し夫れ紙幣にして取付けられ金融にして必迫するの場合に當りては是等の證券類をブルスに持行くも之れを賣拂ふて金銀に換ゆるとは實に困難にして良し之を賣拂ふとを得たりとて其價格は平時の如くならず額面價格の三分の二甚たしきは二分の一若くは證券の種類に依ては其以下に迄も其價を下落するなり蓋し證券類の相場は時と場合に依て殊なる者なれば世間何人も金銀を需用するとの急なるときは如何程確實なる證券にて

も其買手は少なきか故に價格は勢ひ下落せざるを得ず左れば證券類は平生は假令ひ便利なる者に相違なしと雖とも其性質は銀行の紙幣準備とするに甚た不適當なる處ありと知るへし加之のみならず凡そ證券なる者は其種類次第にては銀行の貸金の抵當に取ると大に慎むべきにして日本銀行株の如き或は郵船株の如き平時は其賣買の相場頗る貴きか故に之れに對して貸金を爲すには必ずや之れを高價に引受けざる可からずと雖とも然かするときは一朝恐慌起り金融必迫する時に逢はば銀行は大なる損失を招かざるを得ず故に銀行にて貸金を手堅くせんとするには此證券抵當は餘程安く見積らざる可からざるなり兎に角證券準備の方法は以上の如き弊害を免かれずと雖とも是れは之れ専ら此の方法のみを採用するのときにして若し此方法を他の方法と混用するときは前述の害を淺ふするを得へし現に今日各國此方法と他の方法とを折衷して採用する者多く英國の大英銀行も千五百萬磅以上の分は正金銀を準備に當つるも此定額迄ては公債證書若くは大藏省證券等を以て保證準備に充て我日本にても紙幣八千五百万圓迄ては證券を以て準備に充つるとの出來る仕組と爲り居るなり

第八 不動産準備法

此法は例之は佛國革命時代の紙幣アツシナアの如き者にて土地水車鐵道或ひは運河等を以て紙幣の抵當と爲すなり故に其確實なると動産の準備に比すれば多少優る所なしとせざれども是れも亦平生に於て稍々便利なるに過ぎずして金融必迫の時に際し其抵當を賣却せんとすれば其價格の下落は決して免る可らざるなり故に不動産か如何程確實なりとするも金銀の如く頼みにはなり難し併しなから之れを長き間持續くに於ては不動産も公債證書も充分に賣却するを得へしとの説あれ共金融必迫の時は一刻千金早きを要する際なれば之れを永久に持續くへきに非らず止むとを得す安くとも之れを賣却して紙幣の取付けに應せざる可からず左れば銀行者は甚たしき損失を蒙り公衆も多少の損害を免るゝを保せざるあり

第九 外國爲替法 此法は現今世間に行はるゝ處の外國爲替手形を買ひ置く者とは殊なりて其精神は則ち外國爲替の利益なる間は紙幣を發行するも一朝爲替の不利なるに至るときは發行を止むるの方法なり即ち金銀か國內に流入すると

きは發行し之れに反し海外に流出するときは之れを止めるなり今其理由は如何と問ふに金銀か國內に流入し來るときは敢て銀行に取付けを爲すものなれど其流出するときには必ず取付けらるゝか故に此時に於ても矢張り紙幣を發行するならば其發行したる丈けは直ちに取付けられ銀行に不利なるのみならず遂ひには世間一般恐慌を惹起すると全くなしと保證すると能はざるを以て外國爲替の利不利に依りて紙幣發行を整理すると云ふに在り偕て其得失は果して如何ならんと考ふるに此方法は餘り善良の方法と云ふ可からず何となれば前に屢々陳述したると同理由にて外國貿易の不利なる時にこそ紙幣は入用なれば彼の信用薄き小銀行は此場合には必ず大なる困難に沈むと故に大銀行は紙幣を發行し小銀行を救助すると頗る肝要なり蓋し小銀行の不信用を受くる理由は金銀拂底の故に外ならされは此時に於て中央の確實なる大銀行則ち大英銀行日本銀行の如き地位に在る銀行か一時の困難を恐れて貸出しを爲さゝるときは假令ひ恐慌は起るも決して其鎮定する望みは之れなきなり然るに此方法に依れば斯かる一髮千鈞の際に當る毎に必ず紙幣を發行せざるとなれば到底實際に必要なの効果

を収むる能はざるなり

第十自由發行法 此法は銀行者に取りては其發行紙幣を交換するの義務素より十分之れありとは雖も準備金も又紙幣發行も全く銀行の自由に一任したとひ銀行にて其紙幣交換の義務を盡さざるも政府は一切之れに干係せざるの方法なり我輩今此方法の利害を討究するに當り茲に少しく讀者の注意を乞ふべきことあり夫れは他に非らず既に前章に於て我輩は紙幣發行のことは銀行の自由に放任すべきことを論述したるか故に今本章に於て紙幣發行の方法を論ずるに當りては當然自由發行法の善良なることを論ずべき筈なるか如しと雖も之れ決して然からざるなり何となれば前章に論したる所と本章に論ずる所とは假令ひ同じく紙幣發行上に付ての議論なりとは雖も兩者の間顯然たる區別あればなり即ち前章の論は凡ての銀行に自由に約束手形即ち紙幣素より法貨とせる者の發行を許すへしとを決議したるなれども本章に於ける議論の範圍は前章と異にして政府に於て紙幣發行の專權を特に一二の銀行にのみ附與し而して他の銀行には約束手形の發行を禁ずるの場合なれば素より前章とは議論の區域甚た殊

ならざるを得ざるなり依て茲には豫め一二の銀行にて紙幣發行の專權を有せることと假定し置き偕て此銀行の紙幣發行を自由發行法とするの利害如何を討究するに此法も亦完全の方法と云ふ可からず蓋し政府か一二の銀行に紙幣發行の特權を附與する以上は其紙幣に法貨の功力を附するは現今通常のとなれば此法貨たる紙幣に對しては獨り銀行のみならず政府も亦十分相當の責を負はざる可からず其しや明に政府か紙幣に法貨たるの功力を附せざるにもせよ一旦此紙幣發行の權を限り特に一二の銀行に附したる上は其紙幣の始末に付ては政府之れを等閑に付す可からず若しも政府か飽く迄て之れには關係せずと云はば其れ迄てなりと雖も斯くては政府の德義を害するか故に到底政府は銀行か萬一にも倒産したるときは其紙幣の始末を處理せざる可からざるなり果して然らば則ち政府は自己も責任を有する紙幣の發行を銀行の自由に一任すべきにあらざる銀行の成行次第にて政府自身は勿論公衆にも大なる利害を及ぼすか故に政府は十分の監督を施さざる可からざるのみならず一二の銀行にて政府より特典を受くるるときは人民は常に政府の後楯ありとし其銀行を過信するの傾きあるが故に若し其銀

行にして倒産するのともあれは忽ち全國人民一般の頭上に大なる損害を來たすなり左れば政府は公衆の爲めよりするも其銀行に干渉を容るの必要あり而して銀行も既に特權を政府に受け居る以上は全く其干渉を拒絶するの理由なきなり是れ我輩か政府か始めより銀行事業を放任すれば紙幣の發行を銀行の自由に任すへきも一旦紙幣發行の特權銀行を製造したる以上は之れに向ては十分干渉を施すへしと云ふ所以なりとす

第十一金紙同價法 此方法は交換紙幣には取付けありて準備を要するなど種々の面倒あれば寧ろ不換紙幣を發行して其紙幣をして金銀貨と同一の價を保たしめ置かんとする法なり此法より起る弊害は漸次に多額の紙幣を發行するに至ると云ふ點に在るか故に若し此弊害を免れんとするには何時に限らず金紙の差を生し次第に直ちに紙幣を縮少せざる可らず普佛戰爭のとき佛國の銀行にて發行したる紙幣は準備金なきか爲に不換紙幣たりしなり然るに如何にして其弊害を免れたりしやと云ふに他あり紙幣の價格と金銀の價格と差違を生したる時は必ず其紙幣の流通額を縮少したればなり是故に若し此伸縮の策略を時に臨み場合

に應じて敢て懲まるとなくんば甚たしき危険の恐れなくして都合能く不換紙幣も流通するを得へし即ち佛國の如きは不換紙幣流通せりと雖ども巧みに其處理を施こしたる爲め物價を騰貴せしむるか如き不換紙幣の弊害を來たさざるなり然れども何れの國も始終是迄ての佛國の様なる成績を得へしとは信す可らず動やもすれば主義を守もらさるか現世に於ける人情の弱點なれば近時の佛國の如く不換紙幣を巧みに運用し得るは先つ々々稀有のことと云はざる可からず大抵不換紙幣は之れを發行するにも多額の費用を要せず其製造も無造作なるか故に知らす々々の間に漸々巨額の發行を爲し遂に縮少す可からざる困難に陥り易きと各國の歴史に徴するも歴然疑ふ可からざるなり若し夫れ當初金紙の差にして些少なるの間には容易に其紙幣を縮少することを得可けれども商業社會の有様昔日に比すれば全く一變して金銀は海外に流出すれど更らに國內に入り來るの途なき曉きに至ては如何に千辛萬苦して紙幣を縮少せんとすとも其發行額の莫大なる容易に回收すへくもあらず斯かる場合に際しての救濟策は單に外國より金錢を借入ることありと雖ども畢竟金銀を借入るゝ位のことなれば初めよ

りして準備金を置きたると同一の結果にして而も此方法は特殊の利なく準備金を初めより置き初めより此困難を防ぎ得たるに若かさるなり故に此方法も決して頼みにならず之れを要するに此方法にては紙幣の分量を少にして其發行高を定め置かば其弊害を醸もすとなかるへきも若しも大に之れを發行すれば物價忽ち變動を來たすか故に遂ひには正金銀の入用を起すなり左りとて發行額を低きに限られて其利益を天下に浴ぬからしむるを得ざるの嫌あり彼の佛國紙幣の如きは其額僅少にして充分世間に流通し居らざるか故に其策は毒にもならず又藥にもならずと云ふて可なり

第十二租稅支拂法 是れは如何なる方法なりやと云ふに是れも亦不換紙幣にて金紙にて金紙同價法と大抵同一なり此方法にては如何にして紙幣の下落を支ふるを得るや交換紙幣か法律の力を借らすして能く其價の下落を支ふる所以は之れを金銀と何時にても自由に交換し得るを以ての故に外ならず併しなから不換紙幣は金銀に交換するを得ざるか故に其發行の適度を誤まらされは兎に角苟くも少しにても其の度を誤まれは其價の下落は到底免るゝを得ざるへし然るに之

れを以て租稅を支拂ふとを得るときは租稅の上納に便利なるか故に公衆は安心して之れを受取り爲めに其價の下落するとはあらざるへしとの考へよりして此方法を案出したるなり併しなから此方法とても亦左のみ効力あらず何となれば若し一旦増發して金紙の差を生したるときには此紙幣を以て假令ひ租稅を納められたるとして其價格を回復するとを得されはなり若しも取り立たる紙幣を政府にて焼き棄てるならば或ひは之れを回復するとを得へけれども然るときは別途の金を以てするに非らされは政費を支辨すると能はざるへし去れば此方法にて發行したる紙幣は何時も金銀と同一の價格を保つと云ふとは出來ずして遂ひには市上にて價安く取扱はるゝに至るとを免れず

第十三交換延引法 是れも亦一種の不換紙幣發行法あり純然たる不換紙幣は時に依りて其價格を下落するの恐れあるか故に此法は之れを救はんか爲めに縱令ひ目下之れを交換せすとも何年後には相違なく之れを交換すると云ふとを約束し交換準備金なきにも係はらず交換紙幣の名目を付けて發行するなり例へば曾て日本に行はれたる民部省札を十三年後に至て之れを交換すと云へる約束にて

發行したるか如し斯くの如くすれば將來に向て信用ありて交換紙幣と同効力を有するか如しと雖ども是れも亦甚た不都合なり目下交換するに非らずして之れを將來に期するか故に其價格は増發の度に從つて下落し容易に回復すへからざるに至るなり

第十四不交換法 此の最後の方法は少しも制限なき自由發行にして其紙幣は純粹なる不換紙幣なりとす殊に不換紙幣中に在ても金紙同價法の如く制限をも爲さず亦交換延引法の如く將來の交換をも約せず凡て金銀貨を發行すると同様に不換紙幣を發行する方法なり此紙幣は往々諸國にて行ひたるとなるか其弊害最も甚たし單に取付けなきの點よりして之を見れば却て良法なるに似たれども是れ其害毒の伏在する所にして一旦増發せらるれば外國に出て行かす左りどて又金銀に交換せられざるか故に其價下落し物價忽ち騰貴す加之ならず不換紙幣は一度増發すれば必ず再度三度の増發を促すなり何となれば一朝政費多端に迫るときは之れを増發せざるを得ざるに至り之を増發すれば其購買力下落し政費の豫算不足を告ぐるか故に又々止むを得ず増發して一時其不足を補填せざる可

らす之れを補填する爲めに増發せんか翌年の収入は一層不足を告げ終に停止する所を知らざるに至るへし之れを譬ふるに劇薬を服するに段々其分量を進めされは効驗なく或は酒を飲み馴るれば漸次其量を多くせされは酔はさるか如し去れば不換紙幣は若し増發したるときは只に其増發したる紙幣に害あるのみならず漸次増發の傾向を來すの性質あるなり

以上掲けたる十四種の方法はシェポンスか學理上より紙幣發行の方法を分類したる者にして紙幣發行の方法は大抵網羅して洩す所なし其中には紙幣の額を一定して以て發行を制限するあり又準備の方法に依りて紙幣の發行を制限するものもあり併しなから銀行紙幣は元來金銀に交換すべき者なるか故に茲には第十一下の方法は暫く之れを除却し殘る十種の方法中よりして銀行紙幣發行に付ての最良制限方法を撰擇せざる可らず

是に於て第一より第十に至る十種の方法中何れか尤も完全なりやと云ふに各々一利一害あり一概に之れを決斷すへからず左りなから此等の方法は必ずしも一種のみを擇て之れを專用するを要せざるのみならず若し之れを適用に折衷すれ

は十分此諸方法を混用するとを得るか故に吾人は諸方法中害のある點を除き利のある點のみを擇ひ之れを一に結構せば或ひは完全の方法を構成するを得へしと信するなり

我輩の見る所を以てすれば右の中にて分額準備法と伸縮制限法とを折衷したる獨逸并ひに日本にて採用せる方法と從來の實驗より出てたる最新の工夫に係るものにして能く前載諸方法の得を具し今日迄て按出せられたる内にて最良の方法なるに似たり則ち證券準備にて發行し得へき最高額を一定し其以上は必ず正金銀を準備せしむるは則ち分額準備法と最高額準備法を折衷し其利のみを收むる譯にして而して之れに交ゆるに伸縮制限法を以てし若し金銀の準備なくして定額以上を發行せんと欲するときは之れに對して租税を政府に入るゝなり蓋し一國社會に流通する通貨の額は敢て一定せず商業取引の有様に從て増減するなり商業活潑に赴くときは此商業を支持する通貨は多きを要すへく之れに反し商業沈滞不景氣に陥るときは通貨も亦少なきを要すへし加之のみならず同じ一歳間にても季節に依て通貨の増減を必要とすることあり

例へは我國に於ける生産事業は農業を以て第一とし而して農業は大概ね秋季に於て收穫するか故に秋季より冬季に懸け數千萬石の米穀市場に積載せらるゝなり故に此際に當ては此米穀を取引する爲め市場にて通貨を要すると多く紙幣は漸次に膨脹す而して春季に至れば此米穀も早や市場を退き消費者の手に入るか故に通貨を要すると少く紙幣も收縮するを常とするなり然れども社會は未だ曾て一日も通貨の皆無を許さゝるか故に社會にて必要とする通貨の最低額は概略一定の程度あり是れ即ち國の内外に通し物價の平準を得る水平點の所にして假令ひ商業が衰頽して通貨收縮するも決して此點をば下ることなきなり何となれば此點以下に迄て減する時は之れに對する物價は必ず下落せざるを得ずと雖ども然れども物價は元來一國內のみに限り下落し得る者にあらず良し又或る事情の爲に一時下落したりとするも忽ち平準を得るか爲め國の内外より金銀を沒收し其平準を得るを待て初て止む此所か所謂最低の度なり此故に若し適當に通貨の最低額を假定し然る後紙幣發行の制限を以て其度に置けば爲めに紙幣過發せられて金銀を國外に驅逐するの憂ひなし且つ社會には必ず必要丈けの通貨は流

通し之れよりは減少するとなきか故に假令ひ紙幣か或時に於て交換の要求に逢ふとあるも紙幣收縮して或る度迄に至れば其れより以下は更らに交換の要求に逢ふとなかるへし故に大抵此假定の額迄紙幣を發行する間は其準備として金銀を保藏して利息を損することを爲さすとも利息付きの證券を抵當として紙幣を發行するも決して危険なし而して此額の制限以上は如何と云ふに正金銀を準備として發行せば通貨必要のときは正金準備を以て紙幣を發行するを得るなり而して又之れを發行したりとて已に正金銀を準備するとなれば濫發の弊害あるへき筈なし然れども前述の如く社會に於ける通貨の需用は始終必らずしも一定せるものにあらず流通の最低額には大抵一定の限りあれども時と場合とに依ては通貨の増加を必要とすることあり而して通貨必要のときは從て社會に正金銀か拂底のときなるか故に定額以上の紙幣を發行するには必らず正金銀の準備を要すと云ふときは銀行は準備とする正金銀を得ること出來ざるを以て紙幣を發行し通貨を供給する能はず爲めに金融は益々必迫に陥らざるを得ず此れ伸縮法を用ゆるの止むを得ざる所以なり之れを英國の經驗に徴するに英國にては金融必迫

の未殆んど恐慌を呼起せる際に當り銀行條例を停止し定額以上に亘る無準備紙幣の發行を許可し以て必迫せる金融を疏通し恐慌を鎮定したることあり但し此の場合に於ては定額以外の紙幣に對する利息は政府にて之れを徵收せり然るに獨逸并ひに日本の方法は敢て法律を停止するの必要を煩はさず若干の租税を納むれば額外の發行を許すなり蓋し斯くの如くすれば銀行は常に金融の必迫を救濟するを得べく左ればとて平時は世間の利息相場安きか故に租税を納れて紙幣を發行するも銀行に利益なく銀行か私利を圖り紙幣を額外に濫發せんとするも得ざるなり之れに反し金融必迫の時は世間の利息相場騰貴するか故に銀行は己れの損失なくして租税付の紙幣を世間に供給するを得金融回復せば其價の高き紙幣は忽ち銀行に歸り來るなり故に獨逸日本に採用せる方法こそ吾人か見て以て紙幣準備の最良なりと思惟する方法なりとす

第五章 各國銀行制度の概畧を叙す

第一節 日耳曼銀行制度

今日日耳曼帝國銀行と云へるは原と普魯西銀行の相續者にして普魯西銀行は千

七百六十五年の頃に當りフレデリック二世が州の銀行として創立したる者に係る千八百四十六年に至り更らに之れが組織を改め是迄の如く州の政府のみが株主たるを廢し一般人民も亦た之れが株主たるを得るとせり而して當時州の法にては百二十六萬マルクを出金し公衆は一千萬マルクを出金せり此時に當て普魯西銀行の事業とせしとは紙幣を發行すると短期の爲替三ヶ月以内の爲替手形の割引を爲すと普魯西政府並に地方政府の公債證書を買入若くは之れを抵當として貸金を爲すこと及び之れに加ふるに預金の業を營み且つ物品を抵當として其價格の五割丈の貸金を爲すこと等なりし而して其時に於ける法律上の紙幣發行最多額は二千萬マルクに限りたりと雖ども其後千八百五十六年に至り其發行額に制限を置くことを止め如何なる巨額に達するも自由に之れを發行し得るとせり但し其の仕組は分額準備の方法に従ひ發行紙幣の三分の一は正金銀の準備を要し殘餘の三分の二は彼の短期爲替手形を以て抵當と爲すと成りしなり

然るに千八百七十五年の頃に至り普魯西の權勢漸く盛大に趣き日耳曼聯邦を統轄すると爲りたるが故に遂に普魯西銀行を以て日耳曼帝國銀行と改名したり此日耳曼帝國銀行は日耳曼政府の監督を受け其營業は紙幣を發行するの外第一正金銀の賣買第二短期爲替の割引第三獨逸政府の公債證書を抵當として其價格の四分のみに當る丈の貸金を爲すと第四他國政府の公債證書ならば其價格の二分の一に當る丈の貸金を爲すと第五確實なる爲替手形ならば其九割に當る丈の貸金を爲すと第六物品ならば其價格の三分の二に當る丈の貸金を爲すと及び其他株券の賣買を媒介して其手数料を取ると公衆の爲めに支拂ひを爲し或は貸金を取立つると預金のと保護預のと金銀財寶其他貴重品の保險預のと等にして獨逸の公債證書を買入れ或ひは鐵道株を買ふとも差支なきとなり然り而して日耳曼帝國銀行の營業期限は當時千八百九十一年を以て終るとに定めたるが果して此時に至らば政府に於て表面の金額にて其株券を買ひ受け従つて又之れに屬する所の負債をも引き受くる事と爲り居るなり而して其準備金は政府と株主との間に相當に分配するとし利益の四分五厘丈は株主に歸し其殘額の一は之れを準備金に繰り込み其の餘分は大藏省に取るとの定めなりとす

千八百七十五年迄は日耳曼には普魯西銀行の外に三十二の銀行ありて其所在の州の異なるに従ひ區々の法律に依て營業し來たりしか同年に至て日耳曼政府は銀行條例を發布したり此條例に依れば若し其銀行所在の州内のみ流通する銀行ならば各州政府の特典次第にて銀行は紙幣を發行するも妨げなしと雖ども若し其紙幣をして廣く獨逸全國に流通せしめんとならば第一發行紙幣の總額の三分の一は正金銀の準備を置き残り三分の二は短期の手形を抵當とし而して其手形の支拂所は伯林或はフランクフルトに於て之れを爲すととし其他二三の規則を遵奉せされは政府は之れを許さざるとなれり茲に於て日耳曼帝國銀行の外三十二の銀行中の十八の銀行のみか此銀行條例に従て紙幣を發行するか故に今日にて全國に流通すへき紙幣を發行し得るは日耳曼帝國銀行と此の十八の銀行あるのみ但し斯くの如く他の銀行は紙幣を發行せずと雖ども一地方丈けに流通する手形は今日と雖ども尙ほ之れを發行し居るなり

今又帝國銀行并ひに是等十八所の銀行の紙幣發行法の如何を見るに始め帝國銀行の尙ほ普魯西銀行と稱せしときは其發行紙幣の最高額を制限したるともあり

其後一度此方法を改め發行額の制限を止め單に準備金額のみを規定したるともありしか現時は更らに其方法を改め前述の如く發行紙幣の三分の一は正金銀にて準備し残り三分の二は短期の手形を以て之れに宛つると雖ども而かも此手形を以て抵當に充つる發行の總額は諸銀行併せて三億八千五百萬マアクに限るなり故に此定額に達したる以上は之れに超過して發行したる紙幣と同額の正金銀準備を要すると知るへし然れども斯くては金融必迫の際に臨み紙幣を増發するを得ず爲めに大なる不自由を來すとなきを保せざるを以て右準備法に交むるに伸縮發行法を以てせり則ち政府は若し紙幣發行の制限を超過したる金額に對し銀行より五分の租税を納るゝに於ては紙幣の増發を許すなり此方法の利害は前段に述べたれば茲に之れを論せず但し紙幣を發行する銀行中にて將來紙幣の發行を止むる者あれば從來其紙幣か手形準備にて發行し來たりたる丈けの紙幣は特に日耳曼帝國銀行にて同しく手形準備にて之れを發行し得ると爲り居るなり

第二節 佛蘭西銀行制度

今時佛國に在て中央銀行の地位に立てる所の佛蘭西銀行は千八百年にナポレオン第一世が設立せし處なりと雖ども佛蘭西に於ける銀行の濫觴は遠く其以前に在り惟ふに十八世紀の中頃に當り佛國に於ては銀行事業の漸く將さに盛大に赴かんとするの傾向あるを示したりと雖ども一利一害は事物の數にして千七百八十年の頃には諸銀行相次て破産閉店し爲めに大いに公衆の困難を惹起したりき此に於てか第一世ナポレオンは己れが平常に執る所の畫一主義を主唱し謂て曰く佛蘭西に於て諸銀行が斯くの如く相次て倒産失敗し公衆をして非常の迷惑損失を蒙らしむるものは抑も誰れの罪そや是れ一に有司の監督宜しきを得ざるに出づるなり然れども今日の如く許多の小銀行ありて各所に散在するときは有司の監督に未だ盡さる所あるも亦俄かに咎むへからざるもの有るなり依て今より銀行制度を改革し約束手形を發行する銀行は悉く之れを合併して一躰と爲し巴里に在る佛蘭西銀行を以て之れが首領とし自他の銀行は皆な其の肢體に屬せしめ而して有司に命し此一大銀行を監督して公衆を害するに至らざらしめは庶幾くは之れを利用して公益を社會に普及せしむるを得んと是れ今日に至る佛

國銀行制度の精神なり此の制度の利害は前段に陳述したるか故に今茲に贅言せず

當初佛蘭西銀行の資本金は一株一千フランクにして三萬株に分れ總計三千萬フランクにして其營業は手形の割引紙幣の發行并ひに預金のことに限りたり而して當時他の諸銀行も大抵紙幣を發行し居りたるか千八百三年に至り佛蘭西銀行は將來十五年間則ち一千八百十八年迄紙幣發行の特占權を許され地方銀行は政府よりして特別の免許を得るに非らされは紙幣を發行する能はさるとはなりたり然るに千八百八年に及ひ其獨占期限を擴張し千八百四十三年迄の期限と爲し且つ資本金として一株一千フランクの株四萬五千株を招募し并せて是れ迄ては純然たる私立銀行なりしを改めて政府の所屬物となしたり取締役并ひに検査役は株主の撰擧に出づるも總裁副總裁は政府にて選任すると爲れり千八百十年佛蘭西銀行に始めて支店銀行を各地方に開くの權を得里昂及ひ外二ヶ所都合三ヶ所に支店を設置したり是れより先き佛蘭西銀行は紙幣發行の獨占權を政府に得たりと雖ども然れども政府は敢て從來紙幣を發行し來りたる銀行迄

ても發行を禁したるにあらざ只々自由に之を發行せしめすと云ふの意に過ぎざりしが故に千八百四十八年迄ては紙幣を發行せる銀行佛蘭西を除き都合九行ありたり然るに佛蘭西銀行は支店銀行設置の權を得たる以來常に汲々として支店銀行増置を圖り千八百四十八年には支店數十五となり而て此年に於て從來紙幣を發行したる九ヶ所の地方銀行は悉く佛蘭西銀行に合併したるか故に爾來佛蘭西にて紙幣を發行する銀行は獨り佛蘭西銀行あるのみなり但し今日に於ては佛蘭西銀行は各縣に各一個の支店を有するとにして其營業は抵當貸し手形割引保護預(物品預)預り金并ひに紙幣を發行すると佛國の市邑に貸金(公債)の如き類にして租税を保證すると故に別に抵當を要するとなしを爲すと等なり

諸て又佛蘭西銀行の營業期限は千八百八年に於て同四十八年迄と定めたるか其後延期して同五十七年迄と爲し同年に至て更らに千八百九十七年迄に延期し并せて其資本金をも追加したり千八百七十年普佛戰爭起れるに至り政府并ひに銀行は大いに財政の困難を來したるか故に政府は其紙幣制度を改め止むを得ず不換紙幣と爲し之れに本位貨幣の効力を附し其代り嚴に其發行額を制限し千八

百万フランク以上を發行すると能はさるとしたるか同年の暮に至り二千四百萬フランクに上ほし幾くもなく二千八百萬フランクとなし遂に同七十二年を以て三千二百萬フランク迄ては之れを發行し得るとしたり故に今日に至るも佛蘭西銀行の發行紙幣は依然たる不換紙幣なりと知るべし

依て茲に今日に於ける佛蘭西の幣制の利害を觀察せんに元來不換紙幣は前段に記述せしか如く大なる弊害ありと雖も佛國の幣制は尋常の不換紙幣の制度に非ずして其制度は所謂金紙同價主義に基ける者なり而して佛國に於ては紙幣發行を低額に止め制限を守り妄りに之れを過發せざるか故に紙幣の價格も下落せざるのみならず剩さへ交換準備等の面倒なきとなれば一見甚た善良なる紙幣發行法に見ゆるなり然れども此方法は其性質甚た好みすへき方法にあらず第一佛蘭西の如く一方に不換紙幣を發行しなから他の一方にて其價格の下落を防かんとせば必らずや其發行額を以て極めて低き度に置かざる可らず何となれば交換紙幣にして時に必要ありて増發せらるゝ場合には後ち其必要止めは必ず銀行に歸り交換せらるへく或は交換紙幣の増發せられたる爲め物價騰貴し金銀海外に流

出するときには其紙幣は金銀に交換せられて收縮し従て物價も平均に復すへけれども不換紙幣に至ては到底此事ある能はずして其一旦社會の需用を超て増發せらるれば徒らに物價の騰貴するのみにして其紙幣の忽ち收縮すべき途なし故に佛國の如く銀行紙幣を不換紙幣ならしめんには謹慎の上にも謹慎を加へ其發行額を極めて低額に制限せざる可らず然れ共斯くの如く紙幣の額を少からしむるときは其流通の區域狹隘なるか故に金融流動の便を與へ社會に紙幣流通の便利を普及せしむる能はず又商業の有様に從て紙幣を伸縮し商業社會必須の需用に應ずると能はざるなり第二紙幣の發行は預金の發達を促すものなることは我輩前章に於て之れを論述したり故に若し佛蘭西の如く紙幣の發行を低額に止むるときは從て全國の預金事業を發達せしむると少なからざるを得ざるなり蓋し千八百七十年頃迄には巴里銀行は英國の大英銀行と共に世間の金融社會に覇たりしか第三世ナポレオンの失敗と兼て幣制の不換紙幣に變したるか爲めに遂に大英銀行に其勢力を專領せられ巴里銀行又昔日の隆盛を見る能はざるなり是れ佛國に惜むべきの甚たしき者なりとす

第二節 英國銀行制度

我輩は前節に於て英國に於ける銀行の沿革を擧げたれども尙ほ大に不完全なる點少なからざるか故に茲には重もに大英銀行の沿革を述へ然る後大英銀行の紙幣發行は果して如何なる方法に依れるかを見んと欲するなり史を案するに千八百八十八年ウィリアム三世か初めて英國の王位に上りたる時は英國の國庫空乏にして財政の困難なると殆んど名狀す可からざる者ありたり千六百九十四年に及んては更らに一層の困難を極め八朱の利息を以て千二百萬磅の國債を起さんとしたるも政府の信用甚だ薄弱にして其募集に應ずる者とはなく政府の進退は實に是れ谷まりたり是に於てかパテリソンなる者一策を案出して曰く政府は此公債の募集に應じたる者を合して一會社を結成し英蘭銀行會社と稱せしめ此會社に銀行事業を營むとを許し兼て其銀行に特典を附與すへし斯くの如くせば世人の此公債の募集に應ずるや應さに響の聲に應ずる如くならん然らざれば到底近日の政府を維持すると能はざるなり此策たる單に銀行事業の上より云へは不可なる點多かるへしと雖ども今日の場合に於ては止むとを得ず忍て之れを

行はさる可からず窮鳥豈に枝を擇ふに違あらんやと此政策か其後上下兩院の賛成を得て公布せらるゝや公債の募集に應ずる者雲の如く忽ちにして千二百萬磅の金額を得政府は初めて一時の急難を凌ぐとを得たり是れ則ち英蘭銀行創立の事實なり

然り而して英國政府は當時如何なる特典を此銀行に附與したりや否と問へば左の如し

第一 國庫に餘裕あらば英蘭銀行は無利息にて之れを預かるとを得るなり銀行事業の盛大を致たせる時節に於ては銀行は公衆の預金に依て營業を爲すを得るを以て此等の特典も左まで効力を見ざるへし然れども千六百年代の末頃の英國の如く預金事業の尙ほ未だ發達せざる時に當ては無利息にて政府の餘裕金を預かるとを得るは實に非常なる特典なりしなり

第二 倫敦及び其六十里四方内に於ては英國銀行特に紙幣發行の獨占權を得るなり故に私立銀行は勿論のと合本銀行と雖も倫敦より六十方里内に在る者は決して紙幣を發行するとを得ず獨り地方の合本銀行は其發行を爲すの權あれ

とも其實力を有せざるか爲め公衆への信用厚からざる故に偶々之れを發行するも一地方に限り通用するのみ然るに英蘭銀行の如く政府の特典を受くる銀行は公衆の信用大に從て其紙幣は全國に普く流通するか故に英蘭銀行に限り紙幣發行の權利を與へたるは非常なる特典と云はざる可からず序に一言す我國の從來の銀行制度は米國に倣ひしにて私立銀行と云ふは國立銀行に對して區別せし者にして國立銀行は紙幣を發行し得れども私立銀行は此權を有せず然るに英國に所謂私立銀行は之れに殊なれり英國に對して私立銀行と云ふは合本銀行に對する名稱にして十人以下の株主より成れる銀行を私立銀行と云ひ十人以上多數の株主より成れる銀行を合本銀行と稱するなり

第三 は英蘭銀行か獨り有限責任なるとなり今日に在てこそ合本銀行は有限責任なれども近年迄は皆無限責任なり獨り英蘭銀行のみ此時より有限責任にして株主の義務は其株金のみ止まるか故に此事たる亦當時は大なる特典たりしなり

英蘭銀行創立の事情は實に右の如くなりしか其後英國政府は前後銀行のことに

付き條例を發布したると少からず或ひは合本銀行の設立を禁せしとあり又之れを許したるとあり或ひは紙幣發行を禁したるともあれば又條件を付して之れを許可したるともあり遂ひに千八百四十四年に至り有名なるロバルトピールの銀行條例を發布したり但し此條例は英國にて當時屢々發生したる恐慌は總て紙幣の過發に基因すると思惟せしより紙幣の發行を制限せんとその精神に出てたるものにして其要點は左の如くなり

一千八百四十四年八月三十一日以後英國銀行の營業に係る通常の銀行業務と紙幣發行の業務は全く相分離すると

一 英國銀行は正金銀の準備なく單に證券の保證を以て千四百萬磅(今日は千五百萬磅となれり)迄の紙幣を發行するを得べきと

一千八百四十四年八月三十一日以後は英國并に威士に於て何人にも紙幣要求拂ひの約束手形を發行するを禁すること

一 從來紙幣を發行し來りたる銀行は是迄發行したる紙幣の額を超過して紙幣を發行するを得ざると

一 從來紙幣を發行したる銀行が將來若し其發行を止めたるときは其銀行にて發行し居りたる額丈の紙幣は英國銀行にて金銀準備なしに發行するを得ると

一 英國銀行にて千四百萬磅を超て紙幣を發行するときは必ず同額の正金銀の準備を置くべきと

是れ今日に行はるゝ條例なりとす

然るに果して此條例は其立法者の希望を充たしたるや則ち能く恐慌を豫防し得たるや否やと云ふに英國に於ける實驗は屢々其反對の結果を呈したり則ち千八百四十七年同五十七年同六十七年に前後恐慌を生し却て政府は此の條例を停止して其恐慌を鎮定したり何となれば恐慌の場合には大銀行が紙幣を發行し猶豫なく小銀行を救助すると第一の鎮定策なればなり蓋し恐慌の起るは必しも紙幣の過發によらずして其他にも種々の原因あり而して英國銀行若くは其他の銀行の如き其負債は獨り紙幣のみに限らず現に其負債の殆ど三分の二は預金に屬する程なるか故に紙幣世間に出つれば正金銀が銀行に入り他日紙幣の交換を要求

せらるれば此の正金銀を以て支拂ふへしとて常に安心す可らざるのみならず若し預金を引出さるゝに當り之を支拂ふに金銀貨なく從て紙幣を發する能はされは甚だ不便なるか故に遂ひに恐慌を惹起すの結果あるなり右條例に依れば英蘭銀行の紙幣發行法は分額準備法と最高額發行法を折衷したる者にして則ち最高額千五百萬磅を限り證券準備にて發行するを得其以上は正金銀にて準備するなり故に能く二方法の害を去り利のみを收め得へき方法なりと雖も尙欠くる所全く之なきに非す他なし千五百萬磅以上は必ず正金銀の準備を要すると故金融必迫の時に紙幣を發行し小銀行を救助し恐慌を鎮定すると能はず却て英蘭銀行自身迄を破産の域に陥るとおしとせざればなり故に更らに之に伸縮法を混用すれば殆んど完全に近しと雖も尙ほ英國は之を採用するに至らず但是迄ての經驗に依れば英國は恐慌に際すれば必ず此條例を停止し紙幣の過發を許し其過發の分に對する利息は政府に徵收するを以て其例となせるか故に實際は英國も伸縮法の主義を行ひ來る者と云ふて不可なきなり

第四節 北米合衆國銀行制度

米國に於ける銀行の起原も又た甚だ近かゝらす米國か殖民地として尙ほ英國に附屬したる時代よりして既に不動産銀行又たは正金銀行等あり銀行業を營み紙幣も亦之れを發行し來りたり

革命戰爭後に至り合衆國にて始て設立せられたるを北米銀行と爲す此銀行は始め千七百八十年に在て計畫せられたりしか翌年十二月に至りて全く設立せられ其資本金は一千萬弗にして千七百八十二年一月を以て開業せり千七百九十年十月二月大藏卿アレキサンダーハミルトンは國會に於て政府か紙幣を發行するとの不可なる所以を論し以て合衆國銀行を設立し其資本金を一千萬圓と爲し其四分の一は正金にて人民より募集し残り四分の三は政府か六分利付きの證書を以てし而して紙幣發行の權を此銀行に附與せんとの議案を提出したり而して此議案はマヂソン、ジェファソン等の反對ありしにも拘はらず遂に國會を通過し合衆國銀行は千七百九十一年を以て設立せらるゝに至れり而て此銀行は毎週一回其業務の報告を公けにすへき筈なりしか曾て此規則に遵據せず一千八百十一年の一月に至て初めて一の報告書を公けにしたるのみと云へり元來此合衆國銀行は千

八百十一年に至りて其營業期限の満期と爲る筈なりしを以て同年に至り當時の大藏大臣アルベルトガラチンは國會に於て務めて其營業を繼續せしめんとを主張したれども其議行はれず投票の際に及て僅々一票の差を以て國會はガラチンの議を否決し合衆國銀行も亦端なく閉店するに及ひたり

斯の如く合衆國銀行北米銀行は特に合衆國政府の下に結社し銀行業を營みたれども當時一般に行れたるは各州銀行の制度此制度は千八百六十三年國立銀行條例の發布せらるゝ迄専ら米國に行はれたりにして銀行業を營む者は各々其所在の州の立法院より免許を受け以て紙幣を發行したり然るに此時に當り恰も英國と戦端を開き千八百十五年其戦争の終る迄の間各州銀行は或は失敗倒産し或は其發行紙幣の交換を停止したるは是より後紙幣追々膨脹し加ふるに各州間に流通せる紙幣には其性質不法の者も少なからざりしか故に忽ち其紙幣の價格は二割以上の下落を爲すに至れり而して幣制の斯く紊亂したるは畢竟合衆國政府が各州銀行の上に監督權を有せざるに係はらす其銀行に依て戦争費用を支持せんとしたる失策に出でしに外ならざるなり是に於て大藏大臣ダラス此幣制の紊

亂財政の困難を處理せん爲め第二合衆國銀行設立案を國會に提出し而して國會は千八百十六年を以て此案を可決したり此銀行の總資本金は三千五百萬弗にして支店を設置するを得而て政府は當時條例を以て此條例の繼續する間はコロンビア州近傍にて他の紙幣を發行する銀行を設立するを許さざる事とせり

其後此第二合衆國銀行は其營業を繼續し時に正金の交拂ひを停止したる等のとあれ共要するに政府は銀行の制度に必要なの改革を施さざりしか千八百六十三年に至り大なる銀行制度の改革を行ひ州銀行制を改めて國立銀行制と爲すことに決し遂に國立銀行條例を發布せり蓋し米國は南北戦争の費途を支持する爲め一時莫大なる不換紙幣を發行したるか故に戦争終るに及んで政府の財政困難は一方ならず爲めに紙幣を引換ふ爲めに公債を發行し此公債を抵當として紙幣發行の銀行設立を許さんとし大藏大臣チエスは國立銀行條例案を國會に提出したりしか此案は多くの反對を受けたるにも拘はらず遂に國會を通過したり其條例の要領大略左の如し

一 國立銀行を設立する者は政府に六分公債證書を入れ其公債證書の九割に當

る紙幣を發行するとを得ると

一 國立銀行紙幣發行の最高額は三億弗を以て限りとする

一 國立銀行紙幣は若し要求を受くれば政府紙幣を以て交換するを得ると

一 國立銀行發行の紙幣は公債證書の利子及び海關稅を除くの外一般に通用す
べきと

而して此條例の結果は六分利付の公債證書の上に現はれ其價格は忽ちにして騰貴し從來七分の割引ありしも此條例の發布あるや其打歩を見るに至れり

且つ又此條例は州銀行か國立銀行に變更するを許したれども州銀行は一として變更する者なかりしを以て政府は千八百六十五年を以て州銀行の發行紙幣に割の租稅を附加したり於是乎州銀行は相次て國立銀行に變更し米國には國立銀行制専ら行はるゝに至り而して政府は千八百七十八年を以て金貨兌換を行ひたるか故に今日は諸銀行金貨兌換の紙幣を發行するなり

米國々立銀行の紙幣發行法は右の如くなるが政府は千八百七十五年に紙幣發行額の制限を解きしが故に今日は自由に之れを發行し得ると雖ども其準備には一

定の制限あり則ち銀行か紙幣を發行せんとすれば若干の公債證書を購求し之れを抵當として政府に預けしめ政府は其公債證書の實價の或る割合に當る紙幣を發行して之れに授與す且つ銀行には其發行紙幣の或る割合に當る準備金を備へしめ若し其公債證書の實價にして騰貴すれば政府は預る所の公債證書の幾分を還付し其實價にして下落すれば銀行に命して更らに公債證書を増加せしめ常に抵當證書の實價と紙幣の金額とをして一定の比例を有せしむ而して銀行にして破産するとあれば政府は先きに抵當として預かりし所の公債證書を賣却し其賣上金を以て紙幣を交換するなり

此方法は則ち前きに記載したる比例準備の法にして其不都合なるとは既に論じたれども茲に再び一言せんに元來此方法は銀行に命して一定の比例に當る準備金を置かしめ以て銀行の信用を維持せんとの精神に出づる者なれども果して其目的を達すべきや否やに付ては頗る疑惑なきを得す夫れ社會の事物と人情とは必ずしも其均しからざるか常數なれば此地方の人民は銀行の準備か五分の一以下に減するを見るも更らに其信用を變ずるとなくとも彼の地方の人民は其準備

金か三分の一より下るを見るや忽ち恐慌の情を發するとあらん加之ならず同一の人と雖も或年は世間の無事太平なるを以て準備金か下りて四分の一と爲るも敢て疑惑を起さすと雖とも或る歳は天下騷擾なるか故に準備金か未だ二分の一より下らざるに既に周章狼狽して取付けを争ふに至るとあらん人情既に斯くの如し然るに土地の同異を論せず時節の如何を問はず一定の比例を以て各銀行の準備を制限するは果して善良の方法と云ふを得べきか銀行家か條例に定むる所の比例に従て其準備を爲すも時節と場所とに依りては或ひは其多額に失し必要なきに空しく金銀を庫中に保藏し之に依て生すべき利息を失ふともあらん又或ひは僅少に失し世間の信用を繋ぐに足らざるとあらん故に若し其比例を極めて高き度に置かば銀行紙幣の安全だけは得へけれども斯く準備金を多くするは實に社會の不經濟と云はざる可からず是れ米國の方法の不可なる第一理由なり既に前にも述べたる如く一旦準備の割合を定むるも多額なる紙幣の減すると少額なる準備の減する割合は相同しからず紙幣の交換せらるゝ多きに從ひ比例上準備は多く減し遂に銀行者は法律に背違するに至り若し之に背違せざらんと欲せ

は危急存亡の場合に臨むも銀行家は準備金に手を觸る可からざるなり是れ豈に銀行家の自由の働きを妨ぐる不便の法に非ざるを得んや是れ米國の方法の不可なる第二理由なりとす

第五節 日本銀行制度

我國に於ける銀行の創設は近く明治五六年の交に在りと雖とも今若し銀行事業の濫觴を尋ねば抑も亦た久しきなり則ち明治維新以前と雖とも銀行者類似の商賣全く之れなきにあらずして爲替の道も亦た稍々備はれり併しなから其財産の多少其營業の方法如何等は極めて漠然として今日之れを探求す可からず蓋し是等銀行類似の組合にして舊幕時代より政府の出納を掌とりし者は大坂に御爲替組なる者二十四軒東京に御爲替御用達なる者十軒あり而して是等の組合は政府の御用の外に通常の商賣人にも融通の便を與へたり且又此等組合の外呉服屋金貸商の中にて銀行類似の業を營みたる者もありたりと云へり左れと實際銀行の名義を以て營業する者あるに至りたるは則ち明治五年國立銀行條例發布以後にありとす

明治五年に於て政府が條例を制定し以て國立銀行の設立を民間に促したる所以は商業上の必要を思惟せしが故にもあるへけれども而れども其大目的は實に政府の不換紙幣を處理せんが爲めありしなり思ふに明治維新の際に當りてや國費多端にして政府の歳出入は相償はず故に一時の急を凌ぐ爲めに政府は不換紙幣を發行したるが其後に至ても財産の欠乏より絶へず之れを發行したるを以て民間流通の紙幣は漸次膨脹して明治五年には其流通高無慮八千餘萬圓の巨額に達したり抑も政府が此紙幣を發行したるは一時止むとを得ざるに出しにして久しく之れを流通せしめんと目的にはあらざりしが故に政府は初め約して曰く金銀新貨幣鑄造も近きにあるを以て其時に至らば直ちに金銀に紙幣を交換すべし若し此事にして成らずんば則ち年六分の利子を附して紙幣を償還すべしと然るに明治五年に至るも政府は金紙を交換し去る能はず而して紙幣引換のとも亦止むを得ず是に於て政府は銀行の設立を以て焦眉の急と爲すに至れり斯の如くにして政府は紙幣を減少する爲めには金札引換公債證書を發行すると爲したるが銀行設立のことに付ては政府に大に議論あり或は英國の銀行に倣ふ

へしと云ひ又或ひは米國の銀行に擬すべしと云ひ久しく決せざりしか四年の十二月に至り遂ひに國立銀行設立の說に決定したり但し純粹なる米國流の國立銀行制度に非らずして其實は英米の兩制を折衷して成りたる者なりしと雖ども尙ほ當時直ちに條例を發布するに至らざりし明治維新以后民間貨幣を鑿造して之れを使用するものありしか明治四年の末に至りては鑿造二分金の民間に流通すると殊に多く爲めに人民は取引上の不便甚たしきを以て之れを厭忌し却て紙幣を望むに至りしが故に現在充分の金貨を有せる者と雖ども紙幣に比し却て其價格を減したるとさへあり剩さへ明治五年の頃には金銀の我國に輸入する者多く國內金銀に欠乏せざりしが故に政府は此際必らず銀行の營業を出願する者あるべきを思惟し明治五年八月に至りて條例を發布したり所謂國立銀行條例則ち是れなり今ま此條例の要領を按するに左の如し

一 銀行を設立せんとする者は其資本金の總額に對する十分の六丈けの太政官民部省若くは大藏省の札を政府に上納し金札引換公債證書を受取り銀行

は此公債證書を抵當として政府に納め資本額十分の六に當る紙幣を受取る
べきと

一 此銀行は其發行せる紙幣に對して三分の二に相當する金貨を準備として
保存すべきと

一 五人以上組合の上銀行の設立を願ひ出づる時は必らず之れを許可すると
一 公債證書の利子及び海關稅を除くの外は銀行發行の紙幣は全國一般に通
用すべきと

一 正貨と紙幣を交換せんとする者あれば銀行は何時にても之れを引換ふべ
く若し銀行にて引換ふるとを得されば政府にて之れを引受くると

舊國立銀行條例の精神は則ち右の如くにして而して政府は當時銀行紙幣の總發
行額を以て大約一億萬圓計りに限るの目的なりしなり此故に例之は百萬圓を以
て一箇の銀行を設立せんに内六十萬圓は政府の紙幣を以て金札引換公債證書を
買ひ之れを抵當として政府に預け其代りに同額の銀行紙幣を受取り殘餘の四十
萬圓は紙幣交換の爲めの準備として正貨を備へ置くとなり故に銀行にては一方

には紙幣を世間に出して尋常の貸金と同一の利息を得他の一方にては公債證書
の利子六分を得結局二重の利益を得る姿なり尤も殘餘の四十萬圓は之れを使用
せずして單に保存するのみと雖ども六十萬圓の銀行を二重に利用するとを得る
か故に彼此差引するも銀行は尙ほ多分の利益あることなり而して其他の一方に
ては銀行設立せらるゝに従ひ金札引換證書愈増加し政府紙幣愈減少するの仕組
にして銀行紙幣愈増加して一億萬圓と爲るの曉に政府發行の不換紙幣は跡を社
會に絶ち金貨兌換の紙幣のみ流通するに至るなり例之は銀行の資本金一億萬圓
に至れば銀行は四千萬圓の金貨を保存し六千萬圓の政府紙幣を政府に入れ金札
引換公債證書を受取り之れを抵當として更らに銀行紙幣を受取るとなるか故に
當時政府紙幣の流通高を以て一億萬圓なりしと假定すれば銀行の資本金一億六
千萬圓計りに達すれば政府の不換紙幣は盡く政府に入て金札引換公債證書に化
し其代り一億萬圓の銀行兌換紙幣のみ流通する筈あり左れば此條例の精神は理
論上完全なりしと雖ども只夫れ當時に於ける我國の實狀に適せざりしが故に久
しからずして其失敗を來すに至れり

我國銀行の創設は實に右の條例に依る者にして而して當時右の條例を遵奉して營業を願出てたる者東京に第一銀行横濱に第二銀行大坂に第三銀行新潟に第四銀行東京に第五銀行ありたり其中大坂の第三銀行は中途にして願ひ下けを爲したりと云ふ夫れ此條例は前述の如く大に銀行の利益を保護し而して銀行か其營業に依りて得べき利益は少しと爲さいれば若し他に妨害因の存在するとあくんは銀行は各地に續々勃興すへき筈なりしなり而して遂ひに其勃興せさりしは何そや是れ亦理由なくんは非らざるなり

抑も我國當時の狀勢たる維新革命の餘響を受け百事尙ほ未だ其緒に就くの違わらず爲めに商業社會の秩序も混亂して金銀の價の如きも亦高低常ならず而して一時金貨の輸入多かりし所以の者多くは政府か外國より貨幣を借り入れたるか爲めなりと云へり且つや我國外國貿易の形狀たる夏季に於ては生糸及び茶の輸出多くして輸入品少く冬季に至れば輸出品少く輸入品多きか故に冬季は貨幣の輸出多きを常とするなり是に於てか紙幣と金銀との間に漸く高低を生し明治七年の末に至ては金貨百圓に付き一圓五拾錢或ひは一圓二十錢の打歩を生し八年

には其差更らに甚たしく遂に五圓八圓の逕庭を見るに至りたり是時に當り僅々二百三十萬圓(當時四銀行の發行紙幣額)の銀行兌換紙幣にして焉んそ不換紙幣一億萬圓の下落を維持するを得んや銀行紙幣の一時に取付けに逢ひたる者曾て怪むに足るへきなし而して銀行は其紙幣を金貨に交換するの義務あるとなれば勢ひ其損失あるを知らなから高價の銀行を以て紙幣に交換せざるを得ず諸銀行は政府に拜借金を得僅かに金貨交換の危急を免るゝを得たり

當時の事情正さに斯くの如し而して四銀行は止むとを得ず其營業を停止したり既に銀行にして其營業を停止せば公債證書にて僅々六分の利子を得るに過ぎず斯くして豈に又銀行の營業を願ひ出づる者あるへけんや明治七八年中銀行の増設なきは勿論のとにして而して營業の銀行なき以上は貨通市場に不融通を來たすと亦當然の事理なるのみ加之ならず明治七年十一月の末には小野組島田組等を始め其他重大なる商家八九軒の破産あり是れ獨り紙幣の下落のみに依るに非らず其他にも大なる原因ありたり初め政府か此等の爲替方に金錢の出納を依托するや甚た不取締にして従つて其營業の仕方も頗ふる勝手と爲り政府の預金を

以て工業等を企つるとを爲せり故に大藏省にては検査局を設置し明治五六年度の頃より検査を始め七年の頃には最も嚴密を極めたり然るに斯く窮窟なる検査を受けては到底從來の事業を維持するに由なく遂に小野組島田組は相踵て倒産したるのみならず其關係する處甚た弘き故に商家の相率ひて破産したる者尠からず夫れ斯くの如く銀行は其營業を停止し屈指の爲替方は倒産したるか故に通貨市場は愈不融通を致すに及ひたり

情況已に斯くの如くなれば舊國立銀行條例は究竟之れを改正するに非らされは銀行の設立又希圖す可からざるなり

條例の改正に付ては政府中區々の議論あり或は舊條例の主意則ち正金銀行の精神丈けは之れを存して其手續のみを改正せんと云ひ或は夫れにては到底營業者無かるへしと云ひ種々の議ありしか結局舊條例の正金交換紙幣の主旨を變し紙幣交換のみに決せり且つ又此時に當り政府は從來の祿制を廢し一億萬圓餘の金祿公債を發行したるか若し之れか需用の途を開くに非らされは其價格の下落或は圖る可からざる者あらんとのことよりして新國立銀行條例は金祿公債證書を抵

當として紙幣を發行する國立銀行を設立することを許したり新國立銀行條例は明治九年九月に發布し其規定の要旨は左の如くなり

- 一 國立銀行は政府より發行する公債證書を抵當とし之れを大藏省に預け銀行紙幣を受取り引換の準備金を設け之を發行し其業を營むものたるを
- 一 國立銀行の營業期限は二十年にして其期限を過くれは繼續を出願するを得ると
- 一 國立銀行は資本金額十分の八を四朱以上の利付の公債證書を大藏省に預け同額の銀行紙幣を受取ると
- 一 國立銀行は通貨を以て其資本金額十分の二其發行紙幣に對する四分の一を準備金に備へ置くべきと
- 一 國立銀行より發行する紙幣は公債證書の利子及び海關稅を除くの外全國一般に通用すべきと
- 一 國立銀行は其預金總額中少くも十分の二五則ち四分の一を預金返却の準備として積立て置くを要すると

改正條例の要旨は大略右の如し而して國立銀行は其紙幣の準備に充つるに通貨を以てするに至りたれば名義上こそ其紙幣は兌換紙幣なれ實際は不換紙幣に殊ならざれば此紙幣を銀行に交換を乞ふ者一人も之ある筈なし何となれば不換紙幣を以て不換紙幣に換ふるなれば素より交換の効なればなり故に右條例は比例準備を銀行に置かしむる者なれども銀行の準備は更らに其効なく其實準備なきも同じきなり

政府が新條例を制定したる精神は今日我輩の窺ひ知る處にあらずと雖ども其後幾くもなくして不換紙幣の大に國內に増發せらるゝに至りたるも既に此條例ある以上は誠に止むを得ざりしなり前述のごとく舊條例の精神は金貨兌換の銀行紙幣を發行せしめ政府發行の不換紙幣を償却するに在りたれども新條例は之れに反し却て不換紙幣を國內に増發せしむる一方法たるに過ぎず若し夫れ新條例が銀行をして政府に預けしむる公債證書を單に金札引換證書に限りたらんには假令ひ當時の銀行紙幣をして正貨兌換の紙幣たらしむること能はざりしにもせよ銀行が準備金として積置く丈けば紙幣の流通を減少するとを得たりしなり然

れども之を單に金札引換公債に限らざりしか故に假令ひ一方にて銀行が準備金として庫中に保存する丈け政府の不換紙幣は流通を減するも他の一方にては金銀其他の公債證書の抵當にて發行する紙幣あるか故に結局他の公債の抵當に相當する丈けば紙幣を増發する有様ならざるを得ず

條例改正せられ而して舊條例の下に結社したる者其組織を變し新たに願ひ出づると爲りしか此新條例は銀行をして百萬圓に付き八十萬圓の公債證書を所有する上に更らに八十萬圓の銀行紙幣を利用し結局百萬圓に付き百六十萬圓の利を得る譯なるか故に爾來大に資本家を奨勵して争ふて銀行設立するの勢向を馴致し明治九年十月第一國立銀行が東京に創設せられたるを始めとし諸地方に續々勃興し明治十年には銀行數二十六其發行紙幣千三百十六萬圓餘なりしか同十一年には行數四倍して九十五と爲り其紙幣の總額二千五百十三萬圓餘に達せり然に明治十年には西南の亂あり政府は其費に堪へず止むを得ず不換紙幣を増發せざるを得ざるの勢ひに臨み爲めに二千七百萬圓の紙幣を發行したるか故に政府紙幣は愈々其數を加へ同十一年には一億二千餘萬圓の巨額に上ほり一方に於

ては迅速なる勢力を以て銀行紙幣の増加あり而して他の一方に於ては政府大に増發せしかば若し速かに之か處分を爲さずんば兩紙幣愈膨脹し我財政上に非常なる困累を生ずべきを以て政府は戰爭の終るを待つて減債法を立て二十八年を期し政府紙幣を償却するの計畫を爲せると同時に左の布令を發して銀行紙幣の増加を豫防したり時に明治十一年三月なり其布令に曰く

國立銀行より發行する紙幣は資本金の十分の八たるへしと雖ども大藏卿は全國に發行すへき銀行紙幣の總額を制限するとあるへきか故に新たに其資本金を制限し又は其設立を許可せざるとあるへし

斯くの如く政府は國立銀行の創設を制限し兼て紙幣の増加を豫防せんとしたれども未だ全く其目的を達せず則ち明治十二年には銀行數百五十有三に及び銀行政府兩紙幣の總額は明治十二年には一億四千六百餘萬圓にして同十三年には一億四千三百萬圓餘ありたり而して明治十三年に至り政府は又國立銀行の創立を許可せざるとに決定したりと雖ども然れども一旦増發せられたる紙幣は漸々其價格を減し明治十二年以來金紙の間非常なる差異を生じ財政上并ひに經濟社會

に大なる困厄を與ふるに至りたるも誠に止むを得ざるなり

以上に示したるか如く明治九年以來不換紙幣は大に過發せられ而して其過發の紙幣は淺少ならざる害毒を與へたるか故に政府は大に其處理方法を改め銀行制度を改革せんを企て明治十五年に至り斷然國立銀行制度を廢して中央銀行制度に改め從來の國立銀行は其營業期限後は其繼續を許さず其紙幣も營業期限内に償却せしむることとし同時に日本銀行を東京に創立したり當時政府か日本銀行を設立したる主旨は概ね左の數條に外ならざりしと云ふ

第一 從來の國立銀行には共同の働きなきか故に日本銀行を設け各銀行を統轄せしめ此弊害を匡正すると

第二 從來の國立銀行は資本小なるか故に社會の金融を助くるに其力少きと

第三 從來貸金資本欠乏するか故に金利も亦高し是れを以て日本銀行を設け此金利を低下せしむべきと

第四 海外に流出せる正貨を回收せしむると

第五 國庫金を日本銀行に取扱はしむると

右の條中には素より非常なる誤謬を包むものも之れなきにあらずと雖ども茲には之れを論せざるへし

斯くして日本銀行は創立せられ明治十七年に至り兌換券條例發布せられ日本銀行は明治十八年を以て初めて兌換券を發行し明治二十一年に至り兌換券條例に改正ありたり

日本に於ける銀行制度の沿革は大畧以上の如し依て茲に現時日本銀行の兌換券發行の方法を述べて結末を爲すへし

兌換券發行の方法は改正兌換券條例に依るとにして其要は左の如し

- 一 日本銀行は八千五百萬圓迄は證券類を保證として紙幣を發行するを得ると
- 二 八千五百萬圓以上に紙幣を發行せんとすれば必ず正金銀の準備を要する
- 三 必要のときは八千五百萬圓以上と雖ども租税を納めは正金銀の準備を置かすして紙幣を發行するを得ると

四 右八千五百萬圓の中現時流通する國立銀行紙幣に相當する金額丈は國立銀行紙幣を償却するに從て發行すへきと

五 右八千五百萬圓の中二千二百萬圓は無利息にて政府に貸すへきと
依之見之日本銀行の紙幣發行の準備法は分額準備法と伸縮發行法とを折衷せしものにして我輩か前段に論したる最も弊害の少き方法なりとす

右の條中に所謂八千五百萬圓は政府か我國通貨流通の最低額と假定したる者なるか果して適當の假定なるや否やは實際上の問題なれば暫く之れを措き茲には之れを論せざるとし偕て之の制限を適當なる假定なりとすれば第四第五二條の制定あると甚た必要なりとす何とあれば現時我國に流通する紙幣は獨り日本銀行の兌換券のみに非らず政府紙幣は小紙幣を除き大凡二千二百萬圓國立銀行紙幣大凡二千六百萬圓計り流通せり其内政府紙幣の準備金として一千萬圓計りは政府の掌中に存せりとのとなれば此兩紙幣のみにて金銀貨を代表せざる分四千八百萬圓計り流通せる譯けなり故に若し此時に當り全然日本銀行に許すに證券保證の八千五百萬圓の發行を以てせば結局無準備の紙幣一億三千三百萬圓

計りに上るとなり若しも前述八千五百萬圓を以て現時我國に於ける通貨流通の最低額と假定すれば此一億三千三百萬圓の無準備紙幣は始終之を我國に維持するに由なく従て日本銀行の兌換券は何時取付けられて八千五百萬圓以下に下ることあるを知る可からず而して八千五百萬圓を下ることあれば日本銀行は大なる困難を來たさゝるを得ざるなり故は現時に於ては日本銀行が國立銀行紙幣を償却し而して政府が二千二百萬圓の政府紙幣を償却するときに至て始めて日本銀行は無準備の紙幣を發行すると八千五百萬圓に至るを得るなり但し政府は前條の如く二千二百萬圓の兌換券を日本銀行に借入れ政府紙幣を償却し而して此借金は日本銀行の營業期限則ち明治四十五年迄に之れを返却する筈なりと云ふ

第四編 銀行略史

第一章 銀行業の起原及び其發達

有名なる歴史家ハバートソン氏曾て云へるとあり曰く過去の歴史に點檢するに世界を踏み荒らしたる英雄豪傑輩の事蹟や人民を塗炭に陥められたる暴君虐主等の仕事などに付ては特別に精密なる記載あれど之に反して學術の進歩や商業の發達等に付ては殆んど全く之れを等閑に付し去り又明かなる記録あるとなし是れ豈に歴史上の一大欠點に非らずやと氏の此の言は殊に銀行史に付て宛て籍まるか如し吾人は古來如何なる銀行か如何なる仕組にて成立ちたるとあるか今日に於て更らに其詳細なる記録を得ると能はざるなり

併しなから今日一二の記録に付て之れを徵するに往古各國人民の多くは重みに農業を以て其生計を營みたるか故に恐くは是等の人民は未だ銀行業のとは餘まり熟知せざりしなるへしと思はるゝとあり蓋し古來銀行業が漸やく隆盛に赴むきたるは只た商業を以て立國の基となしたる國々のみなればなり加之ならず是等の商業國民でさへ當時は商業組合や合本會社のことには尙ほ思ひも及ばず紙幣

や爲替手形なども工夫し能はさりしとなれば當時の銀行業は今日の銀行業とは其仕組大に異りたるなり尤も古來の人民と雖も夙に金銀を以て貨幣に用ひたれども此金銀は常に重量を秤量し地金銀を以て取引したるなりアブラハムか商人の使用する通貨銀四百セケルを以てエフロンと取引したりと云ふとを聖書中に記載せるか此事蹟を以て之れを推測すれば當時商人間に通用する貨幣と通常人間に通用する貨幣とは全く別々の者なりしとを知るべし

其後社會の時運次第に進み人民漸やく地金銀を使用するとの不便を知り貨幣を鑄造するととなり各國人民皆な鑄造貨幣を使用するに至りたるか故に各人民か互ひに取引するに當り商人は種々の國々の貨幣を受取るととなれり殊に東方諸國の人民の如きは各一定の季節に於て各々の人民の公祭日を擇ひ此祭日に於て各國人民相會して市場を開き相交易すると古來の習慣ありしか故に各商人の受授する貨幣は諸種の貨幣相混合したり左ればにヤセルサレムの神社寺院に於て兩替商か其業を開き各種の貨幣を兩替したりと云ふと聖書中にも散見せり蓋し此兩替商は隣國より來たりたる人民か持參せる貨幣と自國の貨幣とを交換して

其業を取りしに外ならざるへし尤も此兩替の業は通常の商人にして兼業したるか將た特に専ら兩替業を營みたるか其邊のとは明白ならされども兎に角此商人か他人の金錢を預かり之に利息を付したるは之れを聖書中に徴するも瞭然疑ひを容る可らざるあり而て右の如く果して此商人か預金に利息を付けたると慥かなる話しとすれば吾人は此商人か其預金を再ひ他人に貸し付けて利息を徴収したることを推知し得へし何となれば斯くの如くせされば此商人は其受取りたる預金に利息を拂ふと能はされはなり

是れは之れ埃及パピロニアシウス等の銀行業の話にして而して此三國に付ては右に述べたる單簡なる事蹟の外は今日之れを知るに由なしと雖も希臘國の

とに付ては吾人稍々精しき歴史を有するなり
往古の各國殊に希臘に於ては時々戰亂等ありて人民の財産は朝夕を圖られず實に何時其財産を掠奪され失却するやも知れざる有様なりしか故に希臘人民は其財産を堅固に保護するの必要を感じ遂に全國各州にて信仰する神社に財産を預くるの習慣を呼び起したり故にデルヒの神社の如きは既にホームル時代の以前

に在て希臘中の一大銀行とも云ふへかりしか其後ちドリァンの人か希臘に進入し國人を放逐するに及て此逃亡者は亞細亞に入り次て又茲にも以前希臘に於てしたると同様の銀行を創立し其後ちプランチヂーに在るアポロ神社の如きはアイヲニアに於ける財産の一大倉庫となるに至れり

其後に至り希臘に在るオリムピアの神社もデルヒと同しく希臘の金庫たりしと雖ども此等の神社は單に人民の金錢を預かるのみにて之れに利息を與へざりしか故に遂には一私人にて銀行業を營むものゝ方漸く發達し殊にアゼンスにては此種の銀行業次第に繁昌するに至たりたり蓋しアゼンスの人の多くは其金錢を商業に使用したれどもアゼンス人の外には之れを貸すとを得ざりしか故に貸金を爲すものは自己の知人若しくは同じアゼンス人にて銀行業を營める商賈に金錢を預け之よりして相當の利息を受取りたり但し此利息のとは法律にて規定せず全く各人の約束次第にて話しも定まるとなりし又商人に貸金するに當ては商品を抵當に取るとあり或は他の物品を抵當に取りしか其利息の割合は其貸金の危険多きと少きとに依て上下し通常年三割前後にして銀行者の預金の利息は一

月毎とに一歩則ち年一割二分位なりしと雖ども下等人民に行はるゝ貸金の甚しき分は日毎に二割五分位のものもあり蓋し此時には敢て高利貸を禁する等の法律は存在せざりしなり

然れども商業次第に發達するに從て財貨の流通一層頻繁となり茲にアゼンスにも銀行者の營業を呼び起すに至れり是に於て巨大の金錢を有する富豪家や或は平生航海して商業を營める者などは銀行者に其金銀を依托し若しくは其より生したる利益を双方にて分配する約束等を決ひ之れを預け入れ銀行者は更に之れを他人に貸付したり但し此等金銀貸借の多くは當時は敢て證書類を使用せず只た銀行者の帳面上に之れを記入するのみなりしか故に時に苦情の起るとなきにあらざりしと雖ども銀行者は偏に自己の信用を失はんとを恐れて敢て不正の所業を爲すとは極めて少なかりしと云へり而して若しも銀行者か己れの貸金を失ひ預金を支拂ふと能はざりしときは自己の財産を擧げて預主に渡たし以て其償ひを爲すとなりし且つ又此等の銀行者は金銀兩替の業を爲し世人若し外國の貨幣を交換せんことを申込めは其貨幣の金屬を試金石にて吟味し其重量に從て自

國の貨幣にて交換したり

左れと右の銀行業は一私人にて行なひ來りたる所なるかゼノフチンの時に至り始めて合本銀行アゼンス人民に依て設立せられたり蓋し當時各人の生命財産は甚だ安固ならさりしか故にアゼンス人間に行はれたる貸金利息の歩合は頗る低からず吾人は今日總ての財産中土地を以て最も安全なる収入の源なりと思惟すれども此時代の希職は數箇の小共和國に分かれ外敵侵入して土地作物を破壊するの憂ひ絶へさりしか故に人々は土地等の所有者とならんよりは寧ろ商業の方遙かに利益多かりければ商業に従事する者多く爲めに金銀の利息は甚だ高く而して金銀を貸付くるとは最も安然なる放銀法なりしゼノフチンは斯く金利を高ければ各人必ず困難を感すへきを憂ひ且つは商業を奨励するの目的を以て公共より醸金して之れを人々に貸付くる法を案し同時にアゼンスの港を改築し船渠倉庫市場或は外商に供ふる旅館を建築し又船舶を製造して商人に貸付したるか蓋し此時を以て合本事業の濫觴と云ふを得へし而して是時よりしてアゼンスには銀行業盛んに行はれ人民皆其の便益を受けたり

降て羅馬時代に及んては銀行業も大に整頓したる者の如く羅馬の銀行者は或ひは政府の命に依り租税の受入れのとを爲すものもあり又一私人の營業を爲すものもありたれども營業の方法は多少今日の銀行業に類似せる所あり政府及び富豪家流は自己の銀行受拂のとを以て擧て之れを銀行者に依托し自分の支拂ひは總て銀行に宛てたる手形にて済ますとを通例としたり或は又双方とも同一の銀行と取引を爲し居るときは銀行内に在る帳面の移記にて仕拂を済ますともあり而して銀行者は右等の業務の外兩替業を營み又預金を爲し利違ひを以て貸借し其利益を得たり蓋し往古農業を以て立國の基となせる人民は商業を賤しみ從つて銀行業を尊重せさりしか如く羅馬に於にも時に一私人たる銀行者を賤しむの傾向なきに非らさりしかど政府か公衆の預金所として設けたる若くは租税の受人として命したる銀行者は大に名譽を得羅馬の執政官たるに至りしものさへありたりき

羅馬には又貸金銀行あり無利息にて貧民に貸金したるか是ればオーガスタス、シイザーが初めて案出したるとなり則ちシイザーは罰金沒收金等を集て基金と爲

し元金に二倍する價格ある抵當物さへあれば何人にも無利息にて貸金を爲し、
イペリアスも亦借金に二倍の價格ある土地を抵當とすれば二年或ひに三年期限
にて幾程の金にても貸し與へたりアレキサンドルシベラスも亦た低き利息にて
貸金し以て市場の利息相場を安すからしめ殊に貧窮なる市民に貸金して土地を
買入れしめ其収入よりして漸々に之れを返却せしめたるとあり

羅馬か一旦衰滅に歸して後再たひ以太利の商業及ひ學術か復活するや銀行業も
亦甚た盛なるに至たれり銀行則ち英語に所謂バンクなる語は以太利語のバンク
なる字より轉化したる文字にして以太利語のバンクなる字は椅子と云ふ意味の
字なり蓋しロンバードに於けるschuss人か兩替業や手形の取引等の銀行業を
行ふに當つてや市場に椅子を据へ居りたる故椅子則ちバンクなる字を取り英語
にて銀行をバンクと云へるなり而して此schuss人か銀行業にて失敗するや人々
其椅子を破壊したるか故に今日英國にては破産のとを稱してバンククラフトと云
へり

ベニスセノアの二州は以太利國中商業尤も發達したる場所にして銀行業も随分

盛んなりしなれど併し乍ら銀行業の進歩したる所は以太利中フロレンスを以
て最とす蓋しフロレンスにはベニス若くはセノアノ如き善良なる港灣之あら
ざりしも尙ほ市民は常に製造業其他の産業を改良するに熱心盡力し第十四世紀
の始めの頃ちよひフロレンスに於ける諸種の産業殊に絹布毛織物等は頗る盛
大を極めたり而して歐洲各國に此等の物品を輸出すると多かりしか故にフロ
レンスは各國と密接の關係を生し従つて銀行業も盛んに進み各銀行者は皆に政
府の租税の徴收及び管理を司とりたるのみならず歐羅巴各國の金錢の取引は必
す一度はフロレンスの銀行者の手を経る程となれり而してフロレンスは耶
蘇教國中尤も富有の都府と仰かれ富豪の市民も頗る多かりし而して此都府の
住民コスモチメヂシは歐洲在て古來最も富みたる商人にてありしとのことなる
か佛國のルイ十一世か英王エドワード四世に年々五萬クラウンの金錢を貢納す
るの約條を結ぶや此的束に背違せざる様佛王ルイはメヂシ銀行の組合員と金錢
上の契約を爲すへきを定め置きたるとあり
思ふに古昔の銀行業は總て一私人の營業たるに止まり公共の組合にて此業を執

りたる者は之れなかりしと雖ども左れども尙ほ各國の多くは次第に公共の銀行を設立するの必要を経験し或ひは商業の便利を謀る爲め或ひは政府の財政の必要を充たす爲め追々各箇の銀行を設立するに及へり

而して此種の銀行の設立はベニスに於て最も早くベニスの銀行は實に紀元千五百七十七年頃を以て創立せられたり當時ベニスの政府は永き間激烈なる戦亂に係りたるか爲め大なる借金を造りたれば到底之れを返却するの見込なかりしか故に遂に其貸主を聚めて一の組合を作り此組合に幾分の特権を與へ貸主の貸金は今日に於ける公債證書或ひは株券類の如く一人より他人に譲り渡すを得るとにして以て此組合に銀行業を開かしめたり而し此時に政府が規律を定めたる中にて最も特殊の點は商品卸賣のときの支拂ひ若しくは手形の支拂ひは必らず此銀行の發行したる紙幣を以てせしめ又通常の取引に在ても支拂人は必す其金を銀行に持参せしめ受取人は又銀行にて之を受取らしめ總ての支拂ひを銀行にて済ますと爲したると是なり併しなから此銀行の仕組か現今の銀行業と同様なる仕組に至りたるは餘程後の事にして其交換紙幣を發行するに至りたるは

千五百八十七年頃に在り此比に當りベニスの外國貿易は非常に隆盛と爲り從て外國貨幣の磨損せる者の國內に流通すると少なからず是に於てか銀行は各人か持参したる貨幣の重量を量りて之を預かり其代りに紙幣を之れに與へ而して其紙幣は要求に應し銀行にて曾て受取りたる丈けの價格ある金銀を以て引替ふるととなせり

千三百四十九年の頃パーセロナに於ては銀行業は織物商にて兼業したるか此頃ろに在ては織物商か最も富有なる階級の人民たりしと思はるゝなり而してアラゴン王は條例を下し銀行業を營むには必らず十分の抵當を納れされば之れを許さゝると定めたるともありしと云へり千四百〇一年パーセロナの政府は公共の銀行を設立し市民并ひに外國人の爲めに兩替預金割引の事を營ましめ其市民の財産を以て銀行の責任に當てたり

セノアの銀行は千四百〇七年に創成されしか此銀行はベニスの銀行の如く其元は政府の借金より萌芽したるなり則ちセノア政府は其市民より莫大なる借金を爲し財政の困難甚しかりしか故に政府は此借金を一と纏めと爲し之れを資本と

して銀行を造くらしめ稱してセント、ジョシ院と云ひ八名の理事員を株主中より撰擧し其業務を普理したり而して政府は其借金の抵當に充つるにコルシカ國カ、フア港其他の市府若しくは領地を以てしたり

アマステルダム銀行は千六百〇九年の創設に係かれり此頃アマステルダムには磨損したる惡貨幣の流通多く爲めに其通貨は新製の良貨幣に比し凡そ九步程其價格を減せるか故にアマステルダム銀行は實價を以て磨損貨幣を引換へしむる爲めに交換紙幣を發行せると同時に政府は外國爲替手形は總て銀行紙幣にて支拂ふべき法律を發せり茲に於てか外國に在る和蘭宛ての爲替手形の價格を増し且つ商人は手形を支拂ふに法律上の通貨を得る爲め銀行と平常取引を結ばざるを得さるととなれり然るに其後に至り此銀行紙幣は市場に打歩を生し而して其價格は市場に於て上下し其變動甚たしかりしを以て銀行は其不便を察し割合を定めて金銀と紙幣とを交換すると爲せり例之は金銀百〇五圓を持參すれば銀行は百圓丈けの紙幣を與へ紙幣百圓を持參すれば金銀百〇四圓を渡すの類なり斯くの如き利違ひ及び其他の業より此銀行は大なる利益を得たれど其利益ハア

ムステルダム市府共有の利益に販するとにして銀行は毎年改撰せらるゝ處の四人の市府の役員より管理せられたり

アマムスミス曰く英國や佛國の如き大國の通貨は通常各自國の貨幣のみなるか故に毀傷若しくは磨損したる貨幣は直に政府にて之を引換ふへしと雖どもセノアヤハムボルク等の如き小國の通貨は自國の貨幣のみにてあるとは少く平生實際せる隣國の貨幣の混合せる分頗ぶる多きなり故に磨損の貨幣が流通するとも盡く之れを引換へる譯けに行かざるなり左れば若しも外國爲替手形か此の如き通貨にて支拂はるゝときは其通貨の實價が實に不慥なる爲め外國にて價格を下落する丈け爲替も自國に不利益ならざるを得ず此不便と不利益とを避くる目的にて此等諸國の商人は其手形を支拂ふには平時流通の通貨を以てせず銀行の手形若しくは其帳面上の移記にて其支拂を濟まし而して其銀行をしては磨損等となき眞の標準貨幣にて之れを支拂はしめんとの計畫より遂ひに政府の保護の下に銀行を設立したり即ち夫のベニス、ゼノア、ムステルダム、ハムブルク、ヌレムボルク等の銀行の如きも大跡は此の目的にて設立せられたるに相違なきなり而して

是等の銀行より供給する通貨は國內普通の貨幣より善良なるか故に普通の貨幣と交換するときには必ず多小の打歩を見るなり

千六百〇九年頃阿姆斯特ダムの商業は盛大なりしか故磨損したる外國貨幣が國內に入り來りたると多く爲めに其價格に九歩程の下落を見たりしが故に造幣局よりして新らしき良貨幣を供給するも直に鎔解せられ商人は爲替手形を支拂ふ爲め良貨幣を得ると能はず爲めに手形も甚だ不愜なる者と見做さるゝに至れり是故に此年を以て銀行を設立し此銀行にて外國貨幣や磨損貨幣を實價にて受取り其代りに銀行より紙幣を發行して之に與へ此紙幣は要求に應じて良貨幣と銀行にて引換ふるとなせると同時に阿姆斯特ダムに宛てられたる六百キルデル以上の手形は必らず銀行紙幣にて支拂はるべきとを法律にて定めたり是に於てか商人は手形を支拂ふとき銀行紙幣を得る様總て銀行と取引を始むるに至り而して銀行紙幣の需用も一層多きを至したりと

以上はアダム・スミスの説なるか之れを要するに阿姆斯特ダムの銀行は現今歐洲各國に行はるゝ銀行の模範なれと今日の銀行の仕組も國々時々事情に従て差違あるとは免れざる所なり

第二節 銀行の發達する順序

金銀の兩替其貸し付け其貸し出し及び其運送は銀行者の重なる營業にして此四者は大抵左の順序を追ふて次第發達し來たる者なると之れを各國の歴史に徴するも甚だ明瞭なりとす

第一 金銀の兩替

往昔英國の貨幣は盡とく銀貨より成り千二百五十七年に金貨を鑄造したることあれども久しからずして廢止せられ千三百四十四年エドワード第三世の時代よりして金貨初めて一般に流通することとなれり金銀兩貨幣が國內に流通することとなりしか故に終ひに特權の兩替業を開設するに至りたるか當時に於て兩替業を行ふは今日に於けるか如き容易のことにあらずして政府は一人か兩替業を營みて利益を博することを禁止し二三の富豪を擇んで之れにのみ此營業を爲さしめ此れ等と呼て特權の兩替商と云へり而して兩替商は獨り内國の金銀貨幣を兩替するに止まらず兼て外國貨幣と内國貨幣を兩替するの特權を有し殊に政府か

英國貨幣を海外に輸出することを禁ずるに及び此兩替商は各所の海港に於て貿易商并ひに海外に渡航する旅人の爲めに内國貨幣に交換して外國貨幣を與へ而して此等の業務より得たる利益は王室と相當に分配を爲すととなり居りたりヘンリー八世の時代に及んで此法は一旦廢止せられ各商人殊に金冶の如きは自由に此兩替業を行ひ來りしかチャールズ一世の時に至り金銀を兩替するとは王室の特權なりとし再び特權の兩替を起し各商人には之を嚴禁したり是に於て金冶及倫敦市長其他種々の人々は屢此兩替の特權を廢止せんとを政府に出願したれどもチャールズは頑として顧みず謂て曰く兩替を行ふとは王家の特權なり誰れか無益の請願を爲して朕を累はすものぞと然れどもチャールズの崩して後特權の兩替は廢止せられ兩替業は再たひ金冶の手に歸するに至りたり

其二 金銀貸付け

中古の時代に在て金銀を貸し付くるとは常に大なる制限を被むり貸金より利息を徴するは甚た罪深き所業の様に思惟せられたり故にエドワード、コンフェスソルの時に當ては貸金より利息を徴收することを禁止し其後に於ても屢々利息制限法を執行したるとあり

紀元一千年代の頃ヨウス人初めて英國に渡來し貸金を爲すとを以て其業務としたりしか其金錢に吝嗇なると商業に狡猾なると及び邪教の信徒なる故を以て非常に英人の擯斥を受け英人は決して之と齒伍するとなき程なりし斯くヨウス人は既に斯く擯斥を受け居る上なれば人々か金貨し業を賤むと甚たしかりしにも頓着せず偏ひに貨殖のとのみを勉めたるか故に後ち英人民及び政府は相一致してヨウス人を國外に放逐シクロウエルの時代に至る迄は再び其來住することを禁制したり

ヨウス人の放逐に先たつ數年ロムバード人も亦英國に來住せりロムバード人はゼノア、メツカ、フロレンス、ベニス等以太利の商人を總稱するとあるか其商業に熟練なる故を以て政府は是等の諸都府との貿易を以て専ら此人種に一任したり是に於て此人種は英國に於て非常に富有を増し銀行の業務は全く此人種の手に歸する程となれり蓋し商業を盛にするの社會に於ては借用資本は欠くべからさ

る商業上の必要物なれど之れより利息を得るとあるに非らざれば他人に金銀を貸與する者之れなきか故に大抵の商業國にては他人に貸金するの危険を償ふ爲めに報酬として貸主が利息を徴收するとを許し其利息の割合を一定して之れを法律上の利息と云へり然るに英國に在て當時國教の支配者は熱心に貸金利息を取るの罪業なるを主唱し諸學者も貸金に利息を付するは不正なりと云へるアリ
 ストールの説を奉して之を主唱したれば假令全く法律にて禁止せられざるも尙社會の擯斥と制裁とを受けたと甚しかりしか故にロムバード人は貸金を爲すに當り其非常なる不面目の耻を償ふ爲め却て頗る高き利息を徴收せり當時の利息の割合は二割若しくは三割位にして十三世紀の初めフランスの女侯が其夫の罪を償ふ爲めとしてロムバード人ヨウニス人より金銀を借入れたるとき利息は抵きも二割を下らす最も高きは三割以上に達したるものありしと云へり斯くしてロムバード人は大に商業上に勢力を得遂ひにロムバードと云へる街名を今日の倫敦に留むる程なりき英政府も其後屢々利息制限法を規定したるか爾來は政府自身かロムバード人其他より借金を起こし海關税に抵當として外國商

人より借金せるときへありき

其三 金銀の借り入れ

他人の金銀を借り入れ更らに利違ひを以て其金銀を他人に貸付くるは銀行業の一部あるか英國に在ては一千六百四十五年頃迄は此事殆ど行はれざりしが如し同年に至り金冶等は兼て行なひ來たりたる貸金業に併せて預金のことを初め之れに利息を付するととなし或ひは他人の爲めに地代を受入れ或は租税を抵當として政府に貸金し而して其金冶か發行したる預金の受取書は金冶手形と稱して人々の間に流通したり是れ則ち今日に行はるゝ英國の銀行紙幣の濫觴なりとす各種の商人輩が漸く其富裕を致たせるに及んでや商人は金銀を自家に保藏するの危険なるを思惟し安全なる預金所を見出さんと心に懸けたるか遂ひに倫敦塔内の造幣所に之を預托するに及んで倫敦塔は殆んど一種の預金銀行の跡を爲したり然るに其後に至りチャールズ一世は商人の造幣所に預托せる金銀二十萬磅を差押へて返さざりしを以て商人は之れに懲り今度は其金銀は自宅に置き監守人に之れを監守せしめたるが英國に内亂起りたるべき監守人は其金銀を竊ん

で逃去し商人は重ね々々の不幸の上更らに銀行業を營み來りたるに金治に之れを預くるとせり蓋し當時の金治は今日の金治に畧ほ類似し地金銀や貨幣を賣買し從て其財産も富有なりしが故に之れに金銀を預くるは最も安全の方法と思惟せられたるなり是に於てか金治の手中に預けられたる金銀は次第に巨額に達し現に金治は屬々クロンウエルの政府に貸金を爲し大なる利益を得たるもありしと云へり

王政復古の際政府の財政は欠乏せるに依りチャールズ二世は高き利息を以て金治より金銀を借り入れたるか金治は其利益多きに誘はれ漸次に巨額を王室に貸し付けたり然るに千六百六十七年に至りて殆んど商業社會に恐慌を呼び起したるとあり同年和蘭の艦隊テムズ河を溯ぼりシーヤチスの城堡を陥しこれチャムを焼く等の騒動あり故に金治に預金せる商人等はチャールズか金治に支拂ひを爲す能はざるとあるを察し争て金銀を金治に取付けしかチャールズは此時も平生の如く金銀を支拂ふべき旨を告示したるを以て人々初めて安堵の思ひを爲し恐懼も亦鎮定したり元來金治か國王に貸金を爲すや國會か王室費を議決し

たるの時直ちに其王室費丈けを國王に容れ租税の收入あるに從ひ一週間毎日に大藏省にて之れを金治等に支拂ふとなりしが千六百七十五年に至りチャールズは突然金庫局を閉鎖して百三十二萬八千磅の元金及ひ之れに付帶せる八米の利金をも合せて少しも返却せず爲めに金治は勿論金治に預金したる人々は忽ち其財産を失ひ愁訴する者殆んど市上に充滿せり後ち國王の所有に屬する内地税中より六分の利息に割合ひ之れを支拂ふこととなり十年後に至りて國會は其元金をも償却することを同意したれども是れ只公債の一部となり居る迄にて貸主は未だ曾て一錢の支拂ひを受けずと云へり

斯くの如くにして銀行業は金治の手に存したりしが千六百九十四年大英銀行の設立後は諸銀行續々起り以て今日に及べりと云ふ

其四 金銀の運送

往昔に在ては金銀を運送するには只々飛脚の便に依りしのみなりしが中古に及ては爲替手形の發明あり遠方に金銀を送らんとするものは常に爲替手形を買ひ求め之れを送致するの習慣次第に行はれたり現時と雖ども此方法のみを用ゆる

の國なきに非ずと雖ども銀行事業の發達せる國々にては手形の賣買を以て營業を爲す階級のものあり手形の運送を用ひず大抵帳面上の移記にて金銀の運送を省略するとなれり但し其方法は茲には詳述せず
上來説く所は主として事例を英國に採りしと雖ども之を各國に徴するに殆ど其軌を一にし銀行業の發達進歩は概ね此の如き順序を以てするものとす

銀行論(終)

明治二十六年六月五日印刷
全 年六月八日發行

編輯者 東京市牛込區早稻田南町五十一番地
田中唯一郎

發行者 牛込區柳町三番地
小久江武三郎

印刷者 東京市牛込區市谷加賀町二丁目廿三番地
根岸高光

印刷所 東京市牛込區市谷加賀町二丁目十二番地
秀英舎工場

發行所 東京市牛込區早稻田
東京專門學校

發賣所 東京市神田區一ツ橋通町七番地
有斐閣書房

Small decorative label on the left edge of the left page.

全
前
六
八
日
...

Table with multiple columns of text, including characters like 田, 中, 英, 台, 門, 學, 院.

144
618 ₁

